

目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

- ・当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- ・お客様にご負担いただくお申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、実際のお申込み金額、保有期間等に応じて異なる場合があります。

当社における申込手数料は、購入金額（購入口数×1口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

<口数指定でご購入する場合（例）>

申込手数料率3.0%（税抜）のファンドを購入価額10,000円（1万口あたり）で100万口ご購入いただく場合は、

申込手数料（税抜）＝100万口×10,000円÷10,000口×3.0%＝30,000円となり、合計1,030,000円（税抜）お支払いいただくこととなります。

<金額指定でご購入する場合（例）>

100万円の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく100万円の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100万円全額がファンドの購入金額となるものではありません。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3. 当社の概要

- ・ 商号等 : マネックス証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号
- ・ 本店所在地 : 〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
- ・ 設立 : 1999 年 5 月
- ・ 資本金 : 12,200 百万円
- ・ 主な事業 : 金融商品取引業
- ・ 加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、
一般社団法人 日本投資顧問業協会
- ・ 指定紛争
解決機関 : 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
- ・ 連絡先 : ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。
お客様ダイヤル : 0120-846-365（通話料無料）
03-6737-1666（携帯電話・PHS・一部 IP 電話）
ログイン ID と暗証番号をご用意ください。
当社ウェブサイト : ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力
フォームからお問合せいただけます。

以 上
(平成 29 年 2 月)

KTM_TOUSHIN_1.2

iFree

iFree 外国株式 インデックス(為替ヘッジなし)

追加型投信 / 海外 / 株式 / インデックス型



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

■委託会社(ファンドの運用の指図等を行ないます。)

大和アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

■受託会社(ファンドの財産の保管、管理等を行ないます。)

三井住友信託銀行株式会社

■委託会社の照会先



ホームページ

<https://www.daiwa-am.co.jp/>



コールセンター 受付時間 9:00 ~ 17:00 (営業日のみ)

0120-106212



■ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

■本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

**UD
FONT**

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

iFreeのポイント



SIMPLE & EASY

シンプルでわかりやすい
インデックスファンド

FREE & LOW

購入時手数料ゼロ
運用管理費用も
低水準



■ iFreeシリーズについて

くわしくは、iFreeの専用ホームページ
[https://www.daiwa-am.co.jp/ifree_series/index.html]をご参照下さい。

[こちらからご覧いただけます](#)》



商品分類				属性区分					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
追加型	海外	株式	インデックス型	その他資産(投資信託証券(株式一般))	年1回	グローバル(除く日本)	ファミリーファンド	なし	その他(MSCIコクサイ指数(円ベース))

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ [<http://www.toushin.or.jp/>] をご参照下さい。

委託会社の情報(2020年6月末現在)

■ 委託会社名 大和アセットマネジメント株式会社	■ 設立年月日 1959年12月12日	■ 資本金 151億74百万円	■ 運用する投資信託財産の合計純資産総額 18兆1,228億55百万円
-----------------------------	------------------------	--------------------	--

■ 本文書により行なう「iFree 外国株式インデックス(為替ヘッジなし)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2020年8月26日に関東財務局長に提出しており、2020年8月27日にその届出の効力が生じています。

■ 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。

■ 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

■ 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます(請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。)



インデックスファンドってなに？



費用はどれくらいかかるのかな？



これらの質問については、以降でご説明します。

ファンドの目的・特色

外国の株式に投資し、投資成果を
MSCIコクサイ指数(円ベース)
の動きに連動させることをめざします。

■ MSCIコクサイ指数について

MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界主要国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。

当ファンドは、「**つみたてNISA**」対象ファンドです。





インデックス ファンドってなに？



「インデックス」とは


いふなれば「**市場のモノサシ**」です。

マーケット(市場)を構成する個々の価格データからマーケット全体の動向がわかるように情報会社等が計算したもので、「〇〇指数」「〇〇インデックス」などと呼ばれます。

インデックスの動きを確認することにより、マーケットのおおよその動きを読み取ることができます。

インデックス	マーケット

一般に
インデックスの上昇時はマーケットは好調
インデックスの下落時はマーケットは低調
と考えられます。



当ファンドの対象インデックスは、「**MSCIコクサイ指数(円ベース)**」です。

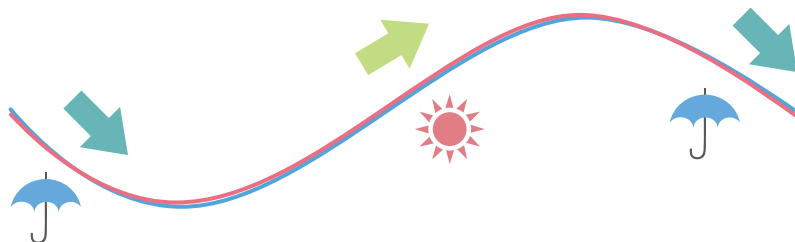
「インデックスファンド」とは

マーケットと同じような動きをめざす ファンドです。

インデックスファンドを購入するとマーケットが好調ならば、その分じぶんのおかねが増えることが期待できます。

「インデックスファンドを購入すること」は、「**マーケットの成長そのものを買うこと**」ということができます。

— インデックス(マーケット)の動き — ファンド(じぶんのおかね)の値動き

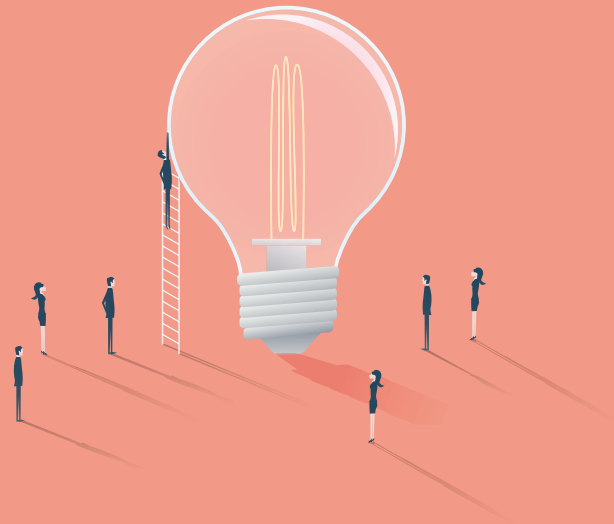


当ファンドは、インデックスの動きに連動した値動きをめざすインデックスファンドです。

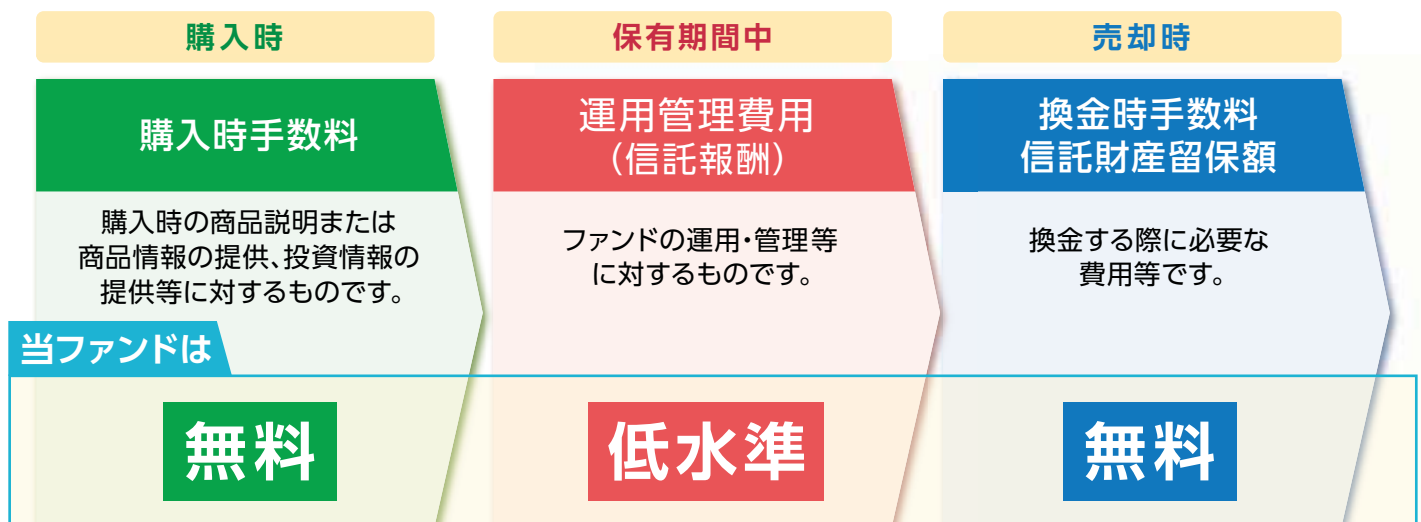
※上記は、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。



費用はどれくらいかかるのかな？



ファンドへの投資にかかる主な費用は



当ファンドは、費用を低く抑えたファンドです。

※上記は主な費用であり、他にも費用・税金がかかります。

— Aさんの場合 —



運用管理費用っていくらくらい？

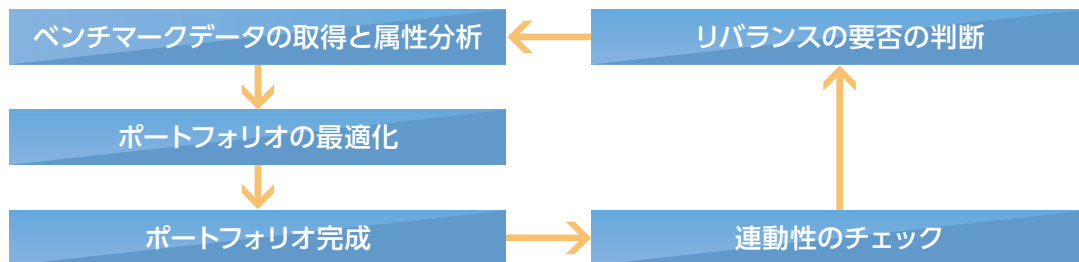
Aさんは当ファンドを**10万円分**保有しています。
 当ファンドの運用管理費用の料率は**年率0.209%(税込)**です。
 1年間ファンドの値段(基準価額)が変わらなかったと仮定した場合の1年間にかかる費用はおおよそ…

Aさんの保有残高	×	運用管理費用の料率	≒	1年間にかかる運用管理費用
10万円		0.209%		209円(税込)

※上記の運用管理費用は簡便に計算した概算値です。

ファンドの目的・特色

運用プロセス

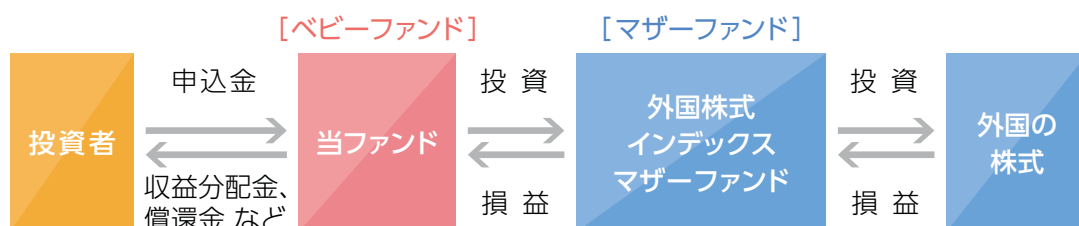


- ポートフォリオの作成にあたっては、リスクモデル^(注)を用いてポートフォリオを構築します。ベンチマークであるMSCIコクサイ指数(円ベース)への連動性を随時チェックし、必要があればリスクモデルを使用してポートフォリオのリバランスを行ない、連動性を維持するように運用を行なっています。なお、MSCIコクサイ指数(円ベース)は、MSCIコクサイ指数(米ドルベース)をもとに、MSCI Inc.の承諾を得て委託会社が計算したものです。

(注) ポートフォリオ理論に基づき、株価変動に影響を与える複数の要素からポートフォリオのリスクを分析するモデルです。このモデルを用いることにより、さまざまな制約条件下で指数に最も連動すると推定されるポートフォリオを構築することができます。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



※株式には、DR(預託証券)を含みます。

DRとはDepositary Receiptの略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。また、通常は、預託された株式の通貨とは異なる通貨で取引されます。

- 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
- マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- 安定した収益の確保および効率的な運用を行なうためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行ないません。
 - (a) 投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
 - (b) 信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク(為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。)を減じる目的
 - (c) 法人税法施行規則第27条の7第1項第6号に規定する先物外国為替取引により、信託財産の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的
- 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、「ファンドの特色」の運用が行なわれないことがあります。

ファンドの仕組みなど



分配方針

毎年11月30日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

(注)第1計算期間は、2016年11月30日(休業日の場合翌営業日)までとします。

[分配方針]

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

主な投資制限

- マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- 株式という資産全体の実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

MSCIコクサイ指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

追加的記載事項

● 基準価額の動きに関する留意点




当ファンドは、MSCIコクサイ指数(円ベース)の動きに連動する投資成果をあげることがをめざして運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- ・ 指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れない場合があること
- ・ 運用管理費用(信託報酬)、売買委託手数料等の費用負担
- ・ 株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- ・ 指数の算出に使用する株価と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- ・ 指数の算出に使用する為替レートと基準価額の算出に使用する為替レートの不一致
- ・ 株価指数先物と指数の動きの不一致(先物を利用した場合)
- ・ 株式および株価指数先物取引の最低取引単位の影響
- ・ 株式および株価指数先物の流動性低下時における売買対応の影響
- ・ 指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

主な変動要因

 <p>株 価 の 変 動 (価 格 変 動 リ ス ク ・ 信 用 リ ス ク)</p>	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
 <p>為 替 変 動 リ ス ク</p>	外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
 <p>カ ン ト リ ー ・ リ ス ク</p>	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。
そ の 他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

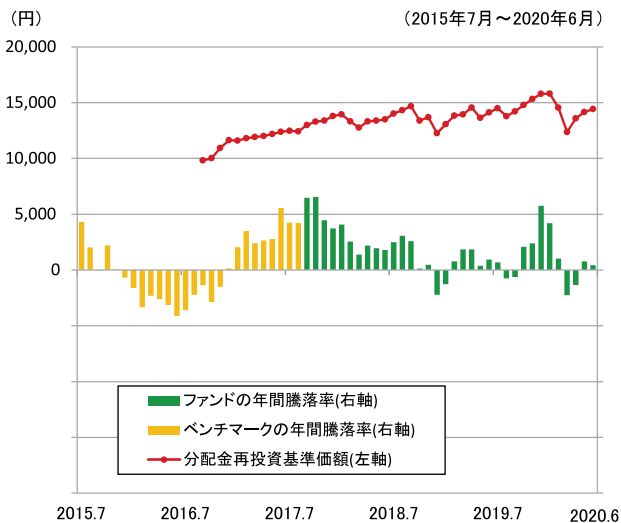
- 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行ないます。



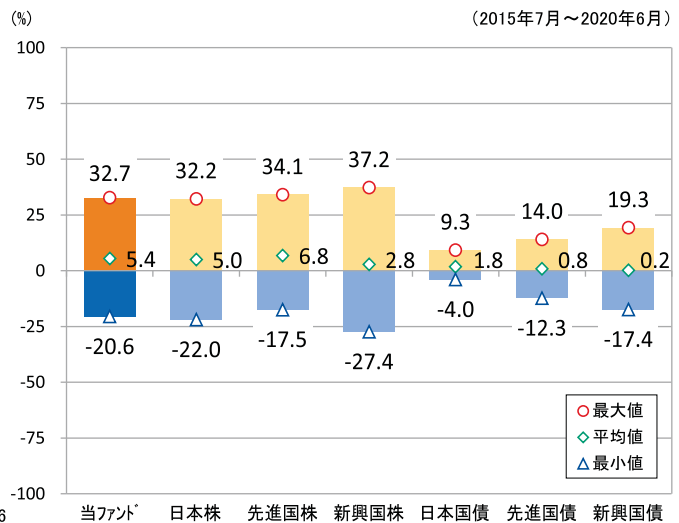
参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間に於ける年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ① 年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ② 年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③ インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 日本国債：NOMURA-BPI国債
 先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド(円ベース)

※指数について

● TOPIXは東証が算出・公表し、指数値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。● MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。● NOMURA-BPI国債は、野村証券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村証券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。● FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。● JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。 Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

● iFree 外国株式インデックス(為替ヘッジなし)

2020年6月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	14,433円
純資産総額	43億円

当初設定日(2016年9月8日)～2020年6月30日



基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1カ月間	1.9%
3カ月間	16.7%
6カ月間	-8.6%
1年間	2.2%
3年間	16.6%
5年間	-
設定来	44.3%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 0円

設定来分配金合計額: 0円

決算期	第1期	第2期	第3期	第4期						
	16年11月	17年11月	18年11月	19年12月						
分配金	0円	0円	0円	0円						

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率	通貨別構成	比率	株式業種別構成	比率	組入上位10銘柄	国・地域名	比率
外国株式・先物	1,219	97.6%	米ドル	71.3%	情報技術	21.6%	APPLE INC	アメリカ	4.1%
外国リート	65	2.4%	ユーロ	11.0%	ヘルスケア	14.2%	MICROSOFT CORP	アメリカ	3.7%
外国投資証券	6	0.1%	英ポンド	4.9%	金融	12.8%	AMAZON.COM INC	アメリカ	2.9%
			スイス・フラン	3.5%	一般消費財・サービス	10.2%	FACEBOOK INC-CLASS A	アメリカ	1.4%
コール・ローン、その他		1.1%	カナダ・ドル	3.4%	資本財・サービス	9.1%	ALPHABET INC-CL C	アメリカ	1.1%
合計	1,290	-	豪ドル	2.3%	コミュニケーション・サービス	8.6%	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	1.1%
国・地域別構成		比率	香港ドル	1.1%	生活必需品	8.2%	S&P500 EMINI FUT 202009	アメリカ	1.0%
アメリカ		71.0%	スウェーデン・クローネ	1.1%	素材	4.3%	JOHNSON & JOHNSON	アメリカ	1.0%
イギリス		4.9%	デンマーク・クローネ	0.8%	公益事業	3.4%	NESTLE SA-REG	スイス	0.9%
その他		24.2%	その他	0.6%	エネルギー、他	3.9%	VISA INC-CLASS A SHARES	アメリカ	0.8%
合計		100.1%	合計	100.0%	合計	96.3%	合計		18.0%

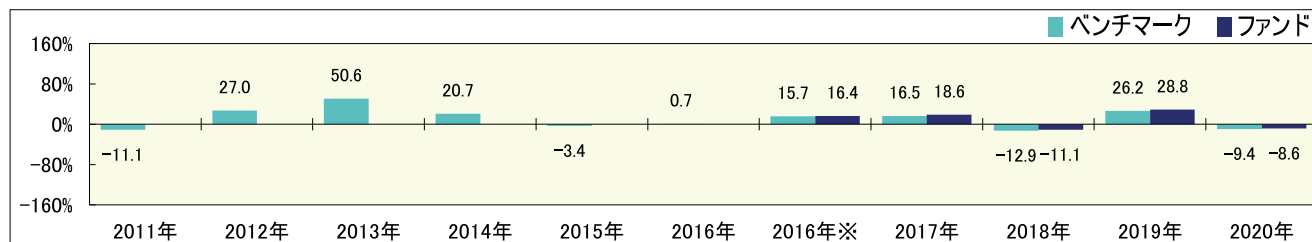
※株式業種別構成は、原則としてS&PとMSCI Incが共同で作成した世界産業分類基準(GICS)によるものです。

※外国株式の国・地域名については、原則としてMSCI Incが提供するリスク所在国・地域に基づいて表示しています。

※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計欄を表示していません。

年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークはMSCIコクサイ指数(円ベース)です。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。ベンチマークの「年間収益率」は上記ベンチマークのデータに基づき当社が計算したものです。


・2016年※は設定日(9月8日)から年末、2020年は6月30日までの騰落率を表しています。


・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。


委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



お申込みメモ

 購入時	購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
	購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。

 換金時	換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
	換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

 申込について	申込受付中止日	ニューヨーク証券取引所の休業日 (注) 申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
	申込締切時間	午後3時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)
	購入の申込期間	2020年8月27日から2021年2月19日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
	換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限があります。
	購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入、換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受付けた購入の申込みを取消すことがあります。

 <p>その他</p>	信託期間	無期限(2016年9月8日当初設定)
	繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。 <ul style="list-style-type: none"> ・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合 ・MSCIコクサイ指数(円ベース)が改廃された場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	決算日	毎年11月30日(休業日の場合翌営業日) (注)第1計算期間は、2016年11月30日(休業日の場合翌営業日)までとします。
	収益分配	年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 (注)当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。 なお、お取り扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
	信託金の限度額	5,000億円
	公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ[https://www.daiwa-am.co.jp/]に掲載します。
	運用報告書	毎計算期末に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。 また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
	課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。なお、当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合があります。また、販売会社によっては「つみたてNISA」の適用対象となります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。 ※2020年6月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。



ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

	料率等	費用の内容
購入時手数料	販売会社が別に定める率 ※徴収している販売会社はありません。	—
信託財産留保額	ありません。	—

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

	料率等	費用の内容
運用管理費用 (信託報酬)	<u>年率0.209%</u> <u>(税抜0.19%)</u>	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6か月終了日(休業日の場合翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。
配分 (税抜) (注1)	委託会社	年率0.09%
	販売会社	年率0.08%
	受託会社	年率0.02%
その他の費用・ 手数料	(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただけます。

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および 地方税	配当所得として課税 (注) 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および 償還時	所得税および 地方税	譲渡所得として課税 (注) 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

(注)所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

満20歳以上の方を対象とした少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。また、20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

※「つみたてNISA」をご利用の場合

毎年、年間40万円の範囲で販売会社との契約に基づいて定期かつ継続的な方法で購入することにより生じる配当所得および譲渡所得が20年間非課税となります。

なお、「NISA」と「つみたてNISA」の投資枠は、年ごとに選択制であり、同一年においてその両方を併用した投資は行なえません。

※受益者が、確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2020年6月末現在のものですので、税法または確定拠出年金法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

Memo

A series of horizontal dashed lines for writing.



Memo

A series of horizontal dashed lines for writing, spanning the width of the page below the 'Memo' header.

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

iFree 外国株式インデックス (為替ヘッジなし)

追加型投信／海外／株式／インデックス型
※課税上は株式投資信託として取扱われます。

投資信託説明書(請求目論見書)

2020年8月27日

本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

本文書にかかる「iFree 外国株式インデックス(為替ヘッジなし)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2020年8月26日に関東財務局長に提出しており、2020年8月27日にその届出の効力が生じております。

発行者名	大和アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 松下 浩一
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当ありません。

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

i F r e e 外国株式インデックス (為替ヘッジなし)

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

追加型証券投資信託 (契約型) の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律 (以下「社振法」といいます。) の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関 (社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。) の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります (以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(3) 発行 (売出) 価額の総額

10 兆円を上限とします。

(4) 発行 (売出) 価格

1 万口当たり取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先 (委託会社)
電話番号 (コールセンター) 0120-106212
(営業日の 9:00~17:00)
- ・委託会社のホームページ
アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>

(5) 申込手数料

① 取得申込時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。なお、申込手数料を徴収している販売会社はありません。

取得申込時の申込手数料については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

- ・お電話によるお問合わせ先 (委託会社)
電話番号 (コールセンター) 0120-106212
(営業日の 9:00~17:00)

② 申込手数料には、消費税および地方消費税 (以下「消費税等」といいます。) が課されません。

③ 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(6) 申込単位

販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

(7) 申込期間

2020年8月27日から2021年2月19日まで（継続申込期間）
（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

(8) 申込取扱場所

委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ
アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>

(9) 払込期日

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。）までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。）を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

(10) 払込取扱場所

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

(11) 振替機関に関する事項

振替機関は下記のとおりです。
株式会社 証券保管振替機構

(12) その他

- ① 受益権の取得申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。
- ② ニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の日には、受益権の取得および換金の申込みの受付けは行ないません。
申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
- ③ 委託会社の各営業日（※）の午後3時までに受付けた取得および換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日（※）の取扱いとなります。
（※）前②の申込受付中止日を除きます。
- ④ 金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」とい

うことがあります。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受付を中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消することができるものとします。

- ⑤ 当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。
- ⑥ 「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします（以下同じ。）。
- ⑦ 取得申込金額に利息は付きません。
- ⑧ 振替受益権について
ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。
ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、外国の株式に投資し、投資成果をMSCIコクサイ指数（円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	海外
	投資対象資産(収益の源泉)	株式
	補足分類	インデックス型
属性区分	投資対象資産	その他資産（投資信託証券（株式 一般））
	決算頻度	年1回
	投資対象地域	グローバル（除く日本）
	投資形態	ファミリーファンド
	為替ヘッジ	為替ヘッジなし
	対象インデックス	その他の指数（MSCIコクサイ指数（円ベース））

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注1) 商品分類の定義

- ・「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・「海外」…目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「株式」…目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「インデックス型」…目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの

(注2) 属性区分の定義

- ・「その他資産」…組入れている資産
- ・「株式 一般」…大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
- ・「年1回」…目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
- ・「グローバル」…目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「ファミリーファンド」…目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの
- ・「為替ヘッジなし」…目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの
- ・「その他の指数」…日経225、TOPIXにあてはまらないすべてのもの

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
追加型投信	海外	債券	
	内外	不動産投信	特殊型
		その他資産 ()	
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式	年1回	グローバル (除く日本)			
一般					
大型株	年2回	日本			日経225
中小型株					
債券	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()	
一般		欧州			
公債	年6回 (隔月)	アジア			TOPIX
社債		オセアニア			
その他債券	年12回 (毎月)	中南米			
クレジット属性 ()		アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし	その他 (MSCIコクサイ) 指数(円ベース)
不動産投信	日々	中近東 (中東)			
その他資産 (投資信託証券) (株式 一般)	その他 ()	エマージング			
資産複合 ()					
資産配分固定型					
資産配分変更型					

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

<信託金の限度額>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>



インデックスファンドってなに？



費用はどれくらいかかるのかな？



これらの質問については、以降でご説明します。

ファンドの目的・特色

外国の株式に投資し、投資成果を
MSCIコクサイ指数(円ベース)
の動きに連動させることをめざします。

■ MSCIコクサイ指数について

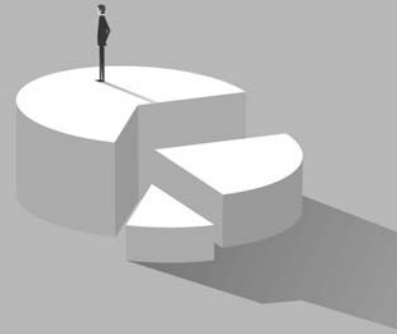
MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界主要国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。

当ファンドは、「つみたてNISA」対象ファンドです。





インデックス ファンドってなに？



「インデックス」とは

いふなれば「市場のモノサシ」です。

マーケット（市場）を構成する個々の価格データからマーケット全体の動向がわかるように情報会社等が計算したもので、「〇〇指数」「〇〇インデックス」などと呼ばれます。

インデックスの動きを確認することにより、マーケットのおおよその動きを読み取ることができます。

インデックス	マーケット	一般に インデックスの上昇時はマーケットは好調 インデックスの下落時はマーケットは低調 と考えられます。



当ファンドの対象インデックスは、「MSCIコクサイ指数(円ベース)」です。

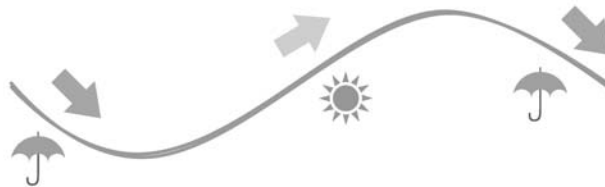
「インデックスファンド」とは

マーケットと同じような動きをめざすファンドです。

インデックスファンドを購入するとマーケットが好調ならば、その分じぶんのおかねが増えることが期待できます。

「インデックスファンドを購入すること」は、「マーケットの成長そのものを買うこと」ということができます。

— インデックス(マーケット)の動き — ファンド(じぶんのおかね)の値動き

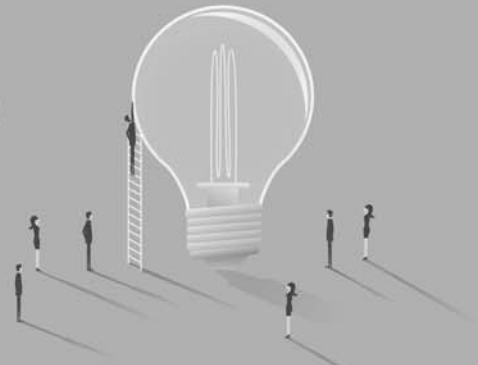


当ファンドは、インデックスの動きに連動した値動きをめざすインデックスファンドです。

※上記は、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。



費用はどれくらいかかるのかな？



ファンドへの投資にかかる主な費用は

購入時	保有期間中	売却時
購入時手数料	運用管理費用 (信託報酬)	換金時手数料 信託財産留保額
購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供等に対するものです。	ファンドの運用・管理等に対するものです。	換金する際に必要な費用等です。
当ファンドは		
無料	低水準	無料

当ファンドは、費用を低く抑えたファンドです。

※上記は主な費用であり、他にも費用・税金がかかります。

— Aさんの場合 —



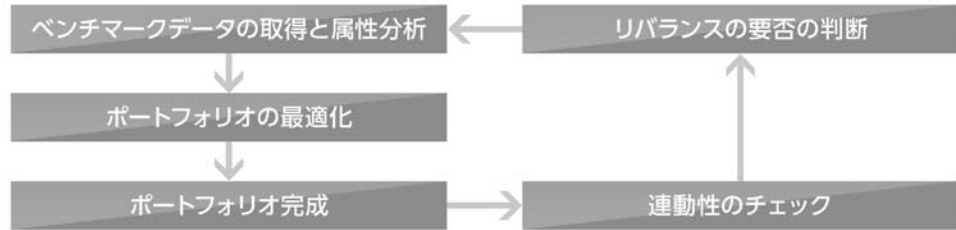
運用管理費用っていくらくらい？

Aさんは当ファンドを10万円分保有しています。
当ファンドの運用管理費用の料率は年率0.209%(税込)です。
1年間ファンドの値段(基準価額)が変わらなかったと仮定した場合の1年間にかかる費用はおおよそ…

Aさんの保有残高	×	運用管理費用の料率	÷	1年間にかかる運用管理費用
10万円		0.209%		209円(税込)

※上記の運用管理費用は簡便に計算した概算値です。

運用プロセス



• ポートフォリオの作成にあたっては、リスクモデル^(注)を用いてポートフォリオを構築します。ベンチマークであるMSCIコクサイ指数(円ベース)への連動性を随時チェックし、必要があればリスクモデルを使用してポートフォリオのリバランスを行ない、連動性を維持するように運用を行なっています。なお、MSCIコクサイ指数(円ベース)は、MSCIコクサイ指数(米ドルベース)をもとに、MSCI Inc.の承諾を得て委託会社が計算したものです。

(注) ポートフォリオ理論に基づき、株価変動に影響を与える複数の要素からポートフォリオのリスクを分析するモデルです。このモデルを用いることにより、さまざまな制約条件下で指数に最も連動すると推定されるポートフォリオを構築することができます。

ファンドの仕組みなど

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。ファミリーファンド方式とは、投資者のみならずからお預かりした資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



※株式には、DR(預託証券)を含みます。

DRとはDepositary Receiptの略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。また、通常は、預託された株式の通貨とは異なる通貨で取引されます。

- 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
- マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- 安定した収益の確保および効率的な運用を行なうためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行ないません。
 - (a) 投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
 - (b) 信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク(為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。)を減じる目的
 - (c) 法人税法施行規則第27条の7第1項第6号に規定する先物外国為替取引により、信託財産の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的
- 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想される時、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、「ファンドの特色」の運用が行なわれないことがあります。

分配方針

毎年11月30日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

(注)第1計算期間は、2016年11月30日(休業日の場合翌営業日)までとします。

[分配方針]

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

主な投資制限

- ・マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ・株式という資産全体の実質投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

MSCIコクサイ指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

● 基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、MSCIコクサイ指数(円ベース)の動きに連動する投資成果をあげることめざして運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- ・指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れない場合があること
- ・運用管理費用(信託報酬)、売買委託手数料等の費用負担
- ・株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- ・指数の算出に使用する株価と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- ・指数の算出に使用する為替レートと基準価額の算出に使用する為替レートの不一致
- ・株価指数先物と指数の動きの不一致(先物を利用した場合)
- ・株式および株価指数先物取引の最低取引単位の影響
- ・株式および株価指数先物の流動性低下時における売買対応の影響
- ・指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響

(2) ファンドの沿革

2016年9月8日
2017年10月2日

信託契約締結、当初自己設定、運用開始
ファンドの名称を「i F r e e 外国株式インデックス (為替ヘッジなし)」に変更 (従来は「i F r e e 外国株式インデックス」)

(3) ファンドの仕組み

受益者	お申込者	
	収益分配金 (注)、償還金など↑↓お申込金 (※3)	
お取扱窓口	販売会社	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約 (※1) に基づき、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集の取扱い ②一部解約請求に関する事務 ③収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など
↑↓※1	収益分配金、償還金など↑↓お申込金 (※3)	
委託会社	大和アセットマネジメント株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約 (以下「信託契約」といいます。) (※2) の委託者であり、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集・発行 ②信託財産の運用指図 ③信託財産の計算 ④運用報告書の作成 など
↓運用指図↑↓※2	損益↑↓信託金 (※3)	
受託会社	三井住友信託銀行株式会社 再信託受託会社： 株式会社日本カストディ銀行	信託契約 (※2) の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 ①委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 ②信託財産の計算 など
	損益↑↓投資	
投資対象	外国の株式 (DR (預託証券) を含みます。) など (ファミリーファンド方式で運用を行ないます。)	

(注) 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

※1: 受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

※2: 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項 (運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等) が規定されて

います。

※3：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

<委託会社の概況（2020年6月末日現在）>

・資本金の額 151億7,427万2,500円

・沿革

1959年12月12日 大和証券投資信託委託株式会社として設立
1960年 2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1960年 4月 1日 営業開始
1985年11月 8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
1995年 5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
1995年 9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
2007年 9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。
(金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号)
2020年4月 1日 大和アセットマネジメント株式会社に商号変更

・大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 100.00

2 投資方針

(1) 投資方針

① 主要投資対象

外国株式インデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

② 投資態度

イ. 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、外国の株式（DR（預託証券）を含みます。）に投資し、投資成果をMSCIコクサイ指数（円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行いません。

ロ. マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。

ハ. 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。

ニ. 安定した収益の確保および効率的な運用を行なうためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行いません。

(a) 投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的

(b) 信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。）を減じる目的

(c) 法人税法施行規則第27条の7第1項第6号に規定する先物外国為替取引により、信託財産の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

ホ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想される時、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、＜ファンドの特色＞をご参照下さい。

(2) 投資対象

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(5)⑦、⑧および⑨に定めるものに限ります。）

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 委託会社は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された外国株式インデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

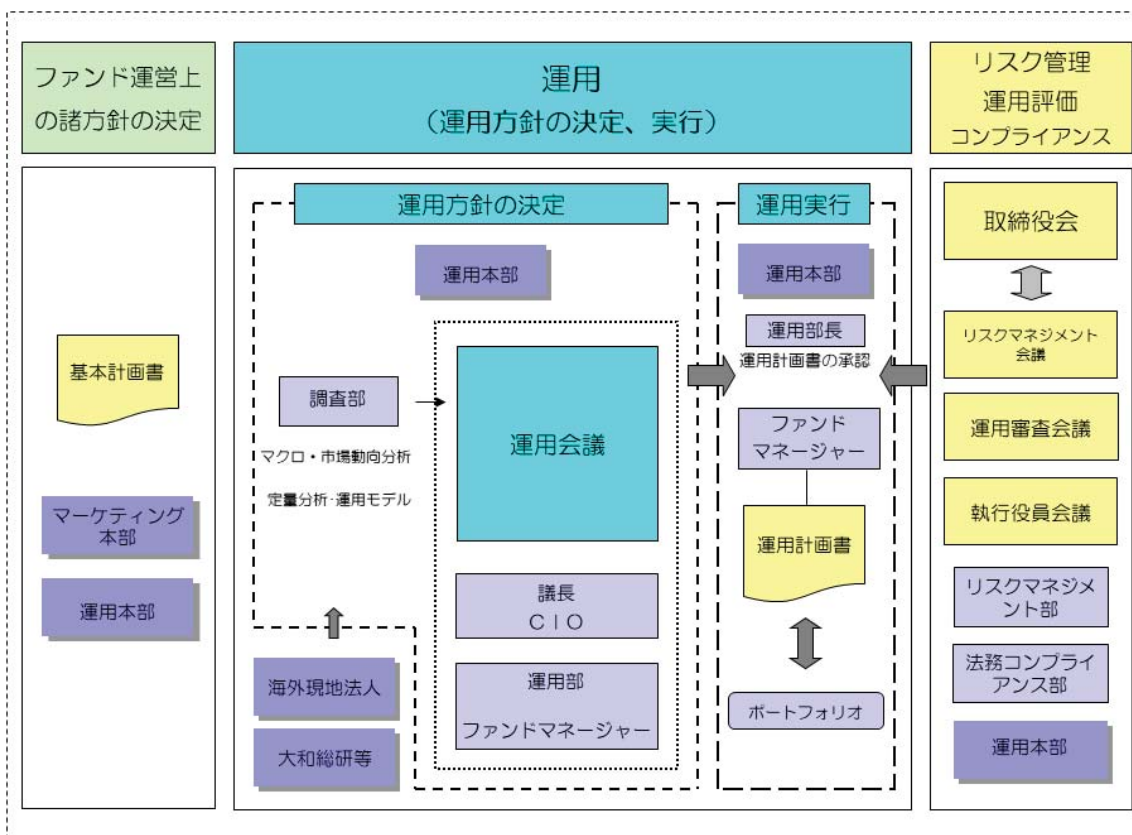
4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
 6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)
および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前19.の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
なお、前1.の証券または証書ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前14.の証券のうち投資法人債券ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券(新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。
- ③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、＜ファンドの特色＞をご参照下さい。

(3) 運用体制

① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



② 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ. 基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品担当役員の決裁により決定します。

ロ. 基本的な運用方針の決定

CIO が議長となり、原則として月 1 回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ハ. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

③ 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ. CIO (Chief Investment Officer) (2 名)

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ 基本的な運用方針の決定
- ・ その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

- ロ. Deputy-CIO (0~5名程度)
CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。
- ハ. インベストメント・オフィサー (0~5名程度)
CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。
- ニ. 運用部長 (各運用部に1名)
ファンドマネージャーが策定する運用計画を決定します。
- ホ. 運用チームリーダー
ファンドの基本的な運用方針を策定します。
- ヘ. ファンドマネージャー
ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

④ 運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

次のとおり各会議体において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は25~35名程度です。

イ. 運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ロ. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ハ. 執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

⑤ 受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

※ 上記の運用体制は2020年6月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 分配方針

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 投資制限

- ① マザーファンドの受益証券（信託約款）
マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式（信託約款）
株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券等（信託約款）
イ. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
ロ. 前イ.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受

権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

④ 投資信託証券（信託約款）

- イ. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ロ. 前イ.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ 投資する株式等の範囲（信託約款）

- イ. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ロ. 前イ.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとし、

⑥ 同一銘柄の新株引受権証券等（信託約款）

- イ. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ロ. 前イ.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦ 先物取引等（信託約款）

- イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとし、（以下同じ。）
- ロ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ハ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑧ スワップ取引（信託約款）

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものに

についてはこの限りではありません。

- ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ．において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ．前ハ．においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ホ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ヘ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑨ 金利先渡取引および為替先渡取引（信託約款）

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ．において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)③の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ．において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ．前ハ．においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ホ．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ホ．において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ホ．において「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資

産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ヘ. 前ホ. においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ト. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

チ. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑩ デリバティブ取引等（信託約款）

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

⑪ 有価証券の貸付け（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

ロ. 前イ. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑫ 外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

⑬ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑭ 外国為替予約取引（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ロ. 前イ. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ハ. 前ロ. においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証

券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ニ. 前ロ. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとし、

⑮ 信用リスク集中回避（信託約款）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

⑯ 資金の借入れ（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとし、

ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。

ハ. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<参 考> マザーファンド（外国株式インデックスマザーファンド）の概要

(1) 投資方針

① 主要投資対象

外国の株式（預託証券を含みます。）を主要投資対象とします。

② 投資態度

- イ. 主として外国の株式（預託証券を含みます。）に投資し、投資成果をMSCIコクサイ指数（円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行なうことを基本とします。
- ロ. 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、配当金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。
- ハ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

① 委託会社は、信託金を、主として、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 外国通貨表示の株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 外国通貨表示の新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
19. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発

行信託の受益証券に表示されるべきもの

21. 外国の者に対する権利で前 20. の有価証券の性質を有するもの

なお、前 1. の証券または証書、前 12. ならびに前 16. の証券または証書のうち前 1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前 2. から前 6. までの証券および前 12. ならびに前 16. の証券または証書のうち前 2. から前 6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前 13. の証券および前 14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託会社は、信託金を、前①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前 5. の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

① 株式への投資割合には、制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

3 投資リスク

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、株式など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

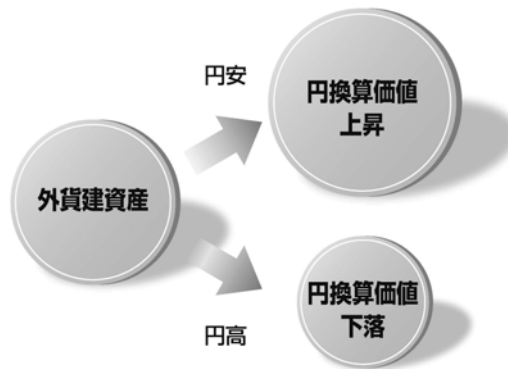
① 株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

② 外国証券への投資に伴うリスク

イ. 為替リスク

〈為替変動のイメージ図〉



※上図はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

なお、当ファンドにおいては、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。そのため基準価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

③ その他

イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

- ① 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、お買付け、ご換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けたお買付けの申込みを取消すことがあります。
- ② ご換金の申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受け付けたものとして取扱います。

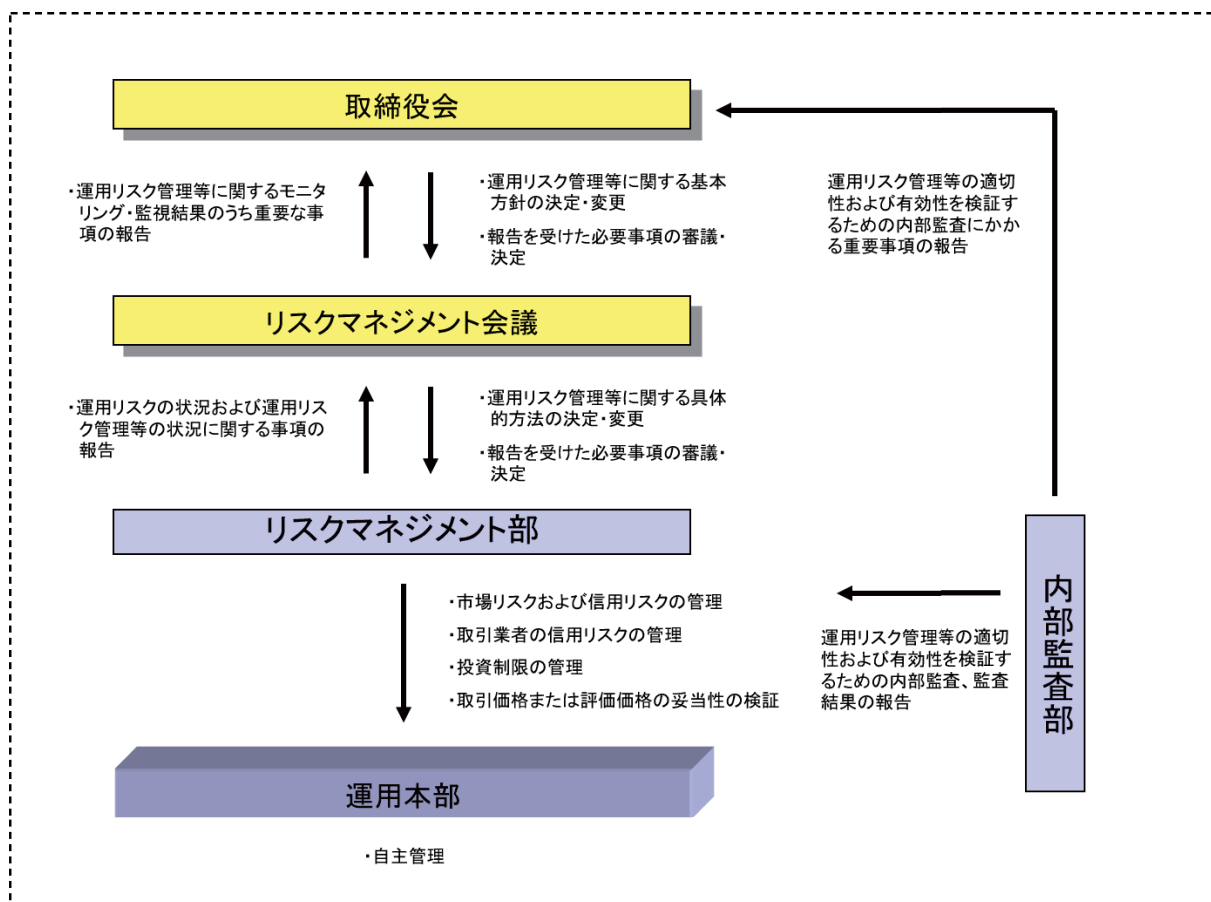
(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映することができないことについては、〈ファンドの特色〉の「●基準価額の動きに関する留意点」をご参照下さい。

(4) リスク管理体制

運用リスク管理体制（※）は、以下のとおりとなっています。

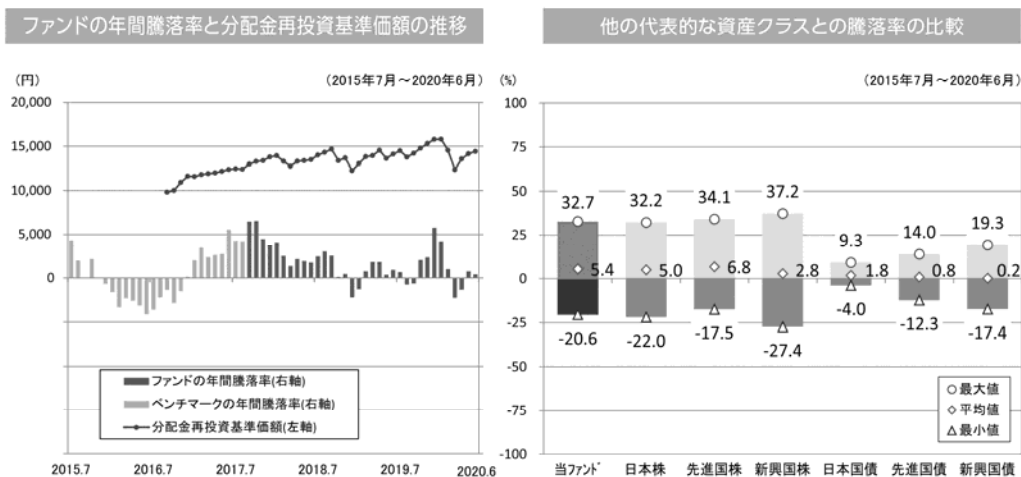


※ 流動性リスクに対する管理体制

当社では、運用リスクのうち、大量の解約・換金によって必要となる資金の確保のために合理的な条件での取引が困難となるリスク、および市場の混乱、取引所における休業、取引の停止等により市場において取引ができないまたは合理的な条件での取引が困難となるリスクを「流動性リスク」とし、当社の運用する信託財産における流動性リスクの防止および流動性リスク発生時における円滑な事務遂行を目的とした事前対策、ならびに流動性リスク発生時における対応策（コンティンジェンシー・プラン）を定めています。

参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ① 年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ② 年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③ インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 日本国債：NOMURA-BPI国債
 先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド(円ベース)

※指数について

●TOPIXは東証が算出・公表し、指数値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村証券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村証券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

- ① 取得申込時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。なお、申込手数料を徴収している販売会社はありません。

取得申込時の申込手数料については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

- ② 申込手数料には、消費税等が課されます。
- ③ 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(2) 換金（解約）手数料

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

(3) 信託報酬等

- ① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率 0.209%（税抜 0.19%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6か月終了日（6か月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は、次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率 0.09% (税抜)	年率 0.08% (税抜)	年率 0.02% (税抜)

※上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

- ④ 前③の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4) その他の手数料等

- ① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の

利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

(※)「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<マザーファンドより支弁する手数料等>

信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

(5) 課税上の取扱い

課税上は株式投資信託として取扱われます。

① 個人の投資者に対する課税

イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税 15%および地方税 5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%および地方税 5%）となります。

ロ. 解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税 15%および地方税 5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%および地方税 5%）となります。

ハ. 損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。満20歳以上の方を対象としたNISAをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。また、20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、年間

80 万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が 5 年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

※「つみたてNISA」をご利用の場合

販売会社によっては「つみたてNISA」の適用対象となります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

毎年、年間 40 万円の範囲で販売会社との契約に基づいて定期かつ継続的な方法で購入することにより生じる配当所得および譲渡所得が 20 年間非課税となります。

なお、「NISA」と「つみたてNISA」の投資枠は、年ごとに選択制であり、同一年においてその両方を併用した投資は行なえません。

② 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として課税され、15%（所得税 15%）の税率で源泉徴収[※]され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、2037 年 12 月 31 日まで基準所得税額に 2.1% の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は 15.315%（所得税 15%および復興特別所得税 0.315%）となります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

※源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

③ 受益者が、確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、前②にかかわらず所得税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

<注 1> 個別元本について

① 投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。

② 投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

③ 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

<注 2> 収益分配金の課税について

① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

② 投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

(※) 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

(※) 上記は、2020 年 6 月末現在のもので、税法または確定拠出年金法が改正された

場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
(※) 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 運用状況

(1) 投資状況 (2020年6月30日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	4,304,333,044	100.00
内 日本	4,304,333,044	100.00
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	185,430	0.00
純資産総額	4,304,518,474	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産 (2020年6月30日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	外国株式インデックスマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	1,662,161,355	2.6639 4,427,918,568	2.5896 4,304,333,044	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	100.00%
合計	100.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (2016年11月30日)	358,713,438	358,713,438	1.0946	1.0946
第2計算期間末 (2017年11月30日)	934,785,280	934,785,280	1.3388	1.3388
第3計算期間末 (2018年11月30日)	1,772,294,778	1,772,294,778	1.3698	1.3698
2019年6月末日	2,345,028,107	—	1.4126	—
7月末日	2,524,512,046	—	1.4507	—
8月末日	2,554,519,967	—	1.3786	—
9月末日	2,716,894,856	—	1.4225	—
10月末日	2,940,643,323	—	1.4789	—
11月末日	3,151,365,214	—	1.5336	—
第4計算期間末 (2019年12月2日)	3,141,907,563	3,141,907,563	1.5290	1.5290
12月末日	3,349,297,579	—	1.5797	—
2020年1月末日	3,518,758,020	—	1.5813	—
2月末日	3,411,695,297	—	1.4562	—
3月末日	3,126,192,736	—	1.2370	—
4月末日	3,658,288,978	—	1.3582	—
5月末日	4,044,051,230	—	1.4163	—
6月末日	4,304,518,474	—	1.4433	—

② 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
2019年12月3日～ 2020年6月2日	—

③ 収益率の推移

	収益率(%)
第1計算期間	9.5
第2計算期間	22.3
第3計算期間	2.3
第4計算期間	11.6
2019年12月3日～ 2020年6月2日	△6.5

(4) 設定及び解約の実績

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1計算期間	371,699,164	44,999,836
第2計算期間	667,493,206	296,973,372
第3計算期間	870,285,096	274,701,218
第4計算期間	1,162,346,253	401,234,226
2019年12月3日～ 2020年6月2日	1,024,266,288	219,118,172

(注) 当初設定数量は1,000,000口です。

(参考) マザーファンド
 外国株式インデックスマザーファンド

(1) 投資状況 (2020年6月30日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	127,350,238,702	96.33
内 香港	1,456,992,458	1.10
内 シンガポール	427,671,980	0.32
内 イスラエル	288,246,284	0.22
内 ノルウェー	241,112,922	0.18
内 スウェーデン	1,396,258,433	1.06
内 デンマーク	1,073,325,267	0.81
内 イギリス	6,330,180,902	4.79
内 アイルランド	284,418,796	0.22
内 オランダ	1,939,330,875	1.47
内 ベルギー	406,600,632	0.31
内 フランス	4,852,834,480	3.67
内 ドイツ	4,152,984,560	3.14
内 スイス	4,666,430,221	3.53
内 ポルトガル	76,230,624	0.06
内 スペイン	1,088,949,249	0.82
内 イタリア	1,035,755,987	0.78
内 フィンランド	445,960,240	0.34
内 オーストリア	76,539,421	0.06
内 カナダ	4,436,389,078	3.36
内 アメリカ	89,906,431,958	68.00
内 オーストラリア	2,621,834,490	1.98
内 ニュージーランド	145,759,845	0.11
投資証券	3,390,720,443	2.56
内 香港	86,920,592	0.07
内 シンガポール	74,129,468	0.06
内 イギリス	70,627,511	0.05
内 フランス	76,104,562	0.06
内 カナダ	23,178,311	0.02
内 アメリカ	2,733,504,466	2.07
内 オーストラリア	326,255,533	0.25
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	1,465,991,389	1.11

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
純資産総額	132,206,950,534	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引(買建)	1,660,419,699	1.26
内 イギリス	57,532,529	0.04
内 ドイツ	194,027,190	0.15
内 カナダ	58,192,224	0.04
内 アメリカ	1,297,040,111	0.98
内 オーストラリア	53,627,645	0.04
為替予約取引(買建)	886,688,890	0.67
内 日本	886,688,890	0.67

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(注4) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産 (2020年6月30日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	APPLE INC	アメリカ	株式	情報技術	139,200	28,909.01 4,024,137,214	38,978.17 5,425,762,266	4.10
2	MICROSOFT CORP	アメリカ	株式	情報技術	230,000	16,534.53 3,802,960,957	21,379.92 4,917,382,888	3.72
3	AMAZON.COM INC	アメリカ	株式	一般消費 財・サービ ス	13,460	197,797.06 2,662,349,332	288,784.14 3,887,034,541	2.94
4	FACEBOOK INC-CLASS A	アメリカ	株式	コミュニケ ーション・サ ービス	76,600	21,604.13 1,654,879,612	23,771.75 1,820,916,326	1.38
5	ALPHABET INC-CL C	アメリカ	株式	コミュニケ ーション・サ ービス	9,787	140,917.99 1,379,165,337	150,294.06 1,470,928,042	1.11
6	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	株式	コミュニケ ーション・サ ービス	9,560	140,884.27 1,346,854,012	150,531.09 1,439,077,276	1.09
7	JOHNSON & JOHNSON	アメリカ	株式	ヘルスケア	84,000	14,869.19 1,249,014,844	14,980.16 1,258,334,246	0.95
8	NESTLE SA-REG	スイス	株式	生活必需 品	95,900	11,763.55 1,128,134,264	11,879.04 1,139,200,166	0.86

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
9	VISA INC-CLASS A SHARES	アメリカ	株式	情報技術	54,400	19,890.63 1,082,052,644	20,619.28 1,121,688,897	0.85
10	PROCTER & GAMBLE CO/THE	アメリカ	株式	生活必需品	78,717	13,118.20 1,032,633,547	12,676.68 997,870,881	0.75
11	JPMORGAN CHASE & CO	アメリカ	株式	金融	98,070	14,008.35 1,373,805,259	10,019.82 982,643,747	0.74
12	UNITEDHEALTH GROUP INC	アメリカ	株式	ヘルスケア	30,226	30,050.94 908,320,129	31,218.74 943,617,708	0.71
13	HOME DEPOT INC	アメリカ	株式	一般消費 財・サービス	34,800	23,806.44 828,468,023	26,516.96 922,790,514	0.70
14	MASTERCARD INC - A	アメリカ	株式	情報技術	28,550	31,504.14 899,444,388	31,560.27 901,045,943	0.68
15	INTEL CORP	アメリカ	株式	情報技術	136,400	6,262.60 854,229,896	6,278.00 856,320,537	0.65
16	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	スイス	株式	ヘルスケア	22,630	35,143.48 795,298,726	37,526.76 849,230,782	0.64
17	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	アメリカ	株式	金融	44,150	23,313.21 1,029,280,569	19,090.45 842,843,394	0.64
18	VERIZON COMMUNICATIONS INC	アメリカ	株式	コミュニケ ーション・サ ービス	131,704	6,448.02 849,241,583	5,892.30 776,039,558	0.59
19	NVIDIA CORP	アメリカ	株式	情報技術	19,500	24,900.86 485,568,773	39,648.32 773,142,240	0.58
20	AT&T INC	アメリカ	株式	コミュニケ ーション・サ ービス	228,791	3,991.98 913,335,207	3,222.50 737,279,775	0.56
21	ADOBE INC	アメリカ	株式	情報技術	15,350	33,805.25 518,911,502	45,703.30 701,545,778	0.53
22	WALT DISNEY CO/THE	アメリカ	株式	コミュニケ ーション・サ ービス	57,562	15,910.82 915,862,990	12,015.16 691,616,916	0.52
23	NETFLIX INC	アメリカ	株式	コミュニケ ーション・サ ービス	13,970	34,778.04 485,850,373	48,185.63 673,153,357	0.51
24	CISCO SYSTEMS INC	アメリカ	株式	情報技術	135,250	4,862.84 657,704,271	4,972.20 672,490,185	0.51
25	MERCK & CO. INC.	アメリカ	株式	ヘルスケア	80,821	9,328.02 753,902,654	8,201.16 662,826,664	0.50
26	NOVARTIS AG-REG	スイス	株式	ヘルスケア	69,200	10,328.60 714,741,355	9,439.15 653,189,277	0.49
27	EXXON MOBIL CORP	アメリカ	株式	エネルギー	135,005	7,101.25 958,711,154	4,775.03 644,653,843	0.49
28	PAYPAL HOLDINGS INC	アメリカ	株式	情報技術	35,450	11,750.77 416,568,360	18,138.02 642,993,128	0.49

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
29	BANK OF AMERICA CORP	アメリカ	株式	金融	250,101	3,549.38 887,725,510	2,520.03 630,264,174	0.48
30	PEPSICO INC	アメリカ	株式	生活必需品	44,300	14,624.19 647,852,310	14,122.55 625,629,373	0.47

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	96.33%
投資証券	2.56%
合計	98.89%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
エネルギー	3.42%
素材	4.26%
資本財・サービス	9.08%
一般消費財・サービス	10.23%
生活必需品	8.25%
ヘルスケア	14.17%
金融	12.80%
情報技術	21.62%
コミュニケーション・サービス	8.60%
公益事業	3.44%
不動産	0.46%
合計	96.33%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
株価指数先物 取引	アメリカ	S&P500 E-MINI FUTURE 2020年9月	買建	79	1,288,215,720	1,297,040,111	0.98%
	イギリス	FT 100 2020年9月	買建	7	56,705,567	57,532,529	0.04%
	オーストラリア	SPI 200 INDEX 2020年9月	買建	5	53,481,547	53,627,645	0.04%
	カナダ	S&P/TSE 60 INDEX 2020年9月	買建	4	57,816,506	58,192,224	0.04%
	ドイツ	SMI 2020年9月	買建	3	33,744,740	34,078,088	0.03%

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
		EURO STOXX 50 2020年9月	買建	41	157,732,248	159,949,102	0.12%
為替予約取引	日本	米ドル買/円売 2020年7月	買建	7,080,000	759,626,940	762,728,400	0.58%
		カナダ・ドル買/円売 2020年7月	買建	227,000	17,886,970	17,885,330	0.01%
		ユーロ買/円売 2020年7月	買建	852,000	103,103,958	103,160,160	0.08%
		英ポンド買/円売 2020年7月	買建	22,000	2,915,195	2,915,000	0.00%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注4) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(参考情報) 運用実績

●iFree 外国株式インデックス(為替ヘッジなし)

2020年6月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	14,433円
純資産総額	43億円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1カ月間	1.9%
3カ月間	16.7%
6カ月間	-8.6%
1年間	2.2%
3年間	16.6%
5年間	-
設定来	44.3%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。 ※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。 ※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

決算期	直近1年間分配金合計額: 0円				設定来分配金合計額: 0円			
	第1期 16年11月	第2期 17年11月	第3期 18年11月	第4期 19年12月				
分配金	0円	0円	0円	0円				

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

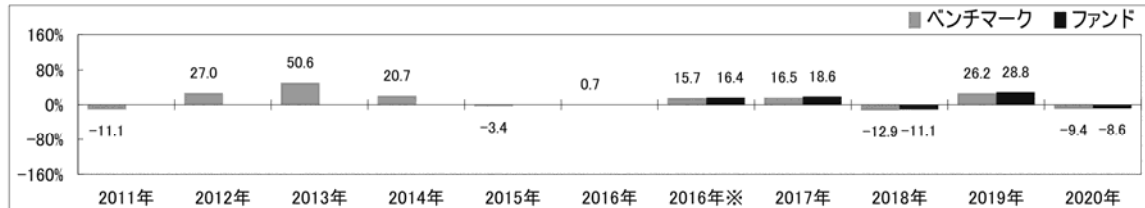
※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率	通貨別構成	比率	株式業種別構成	比率	組入上位10銘柄	国・地域名	比率
外国株式・先物	1,219	97.6%	米ドル	71.3%	情報技術	21.6%	APPLE INC	アメリカ	4.1%
外国リート	65	2.4%	ユーロ	11.0%	ヘルスケア	14.2%	MICROSOFT CORP	アメリカ	3.7%
外国投資証券	6	0.1%	英ポンド	4.9%	金融	12.8%	AMAZON.COM INC	アメリカ	2.9%
			スイス・フラン	3.5%	一般消費財・サービス	10.2%	FACEBOOK INC-CLASS A	アメリカ	1.4%
コール・ローン、その他		1.1%	カナダ・ドル	3.4%	資本財・サービス	9.1%	ALPHABET INC-CL C	アメリカ	1.1%
合計	1,290	-	豪ドル	2.3%	コミュニケーション・サービス	8.6%	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	1.1%
国・地域別構成			香港ドル	1.1%	生活必需品	8.2%	S&P500 EMINI FUT 202009	アメリカ	1.0%
アメリカ		71.0%	スウェーデン・クロネ	1.1%	素材	4.3%	JOHNSON & JOHNSON	アメリカ	1.0%
イギリス		4.9%	デンマーク・クロネ	0.8%	公益事業	3.4%	NESTLE SA-REG	スイス	0.9%
その他		24.2%	その他	0.6%	エネルギー、他	3.9%	VISA INC-CLASS A SHARES	アメリカ	0.8%
合計		100.1%	合計	100.0%	合計	96.3%	合計		18.0%

※株式業種別構成は、原則としてS&P&MSCI Inc.が共同で作成した世界産業分類基準(GICS)によるものです。 ※外国株式の国・地域名については、原則としてMSCI Inc.が提供するリスク所在国・地域に基づいて表示しています。 ※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計欄を表示していません。

年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークはMSCIコクサイ指数(円ベース)です。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。ベンチマークの「年間収益率」は上記ベンチマークのデータに基づき当社が計算したものです。 ・2016年※は設定日(9月8日)から年末、2020年は6月30日までの騰落率を表しています。 ・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受け付けを行いません。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

継続申込期間においては、委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受け付けを中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消することができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行いません。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行いません。

2 換金（解約）手続等

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

<一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ
アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。

委託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。委託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・外国の株式：原則として金融商品取引所または店頭市場における計算時において知りうる直近の日の最終相場または最終買気配相場で評価します。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における

計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の 9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ
アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 保管

該当事項はありません。

(3) 信託期間

無期限とします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 計算期間

毎年 12 月 1 日から翌年 11 月 30 日までとします。ただし、第 1 計算期間は、2016 年 9 月 8 日から 2016 年 11 月 30 日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(5) その他

① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合、MSCI コクサイ指数（円ベース）が改廃された場合、もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前 1. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前 2. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本 3. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前 2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 前 2. から前 4. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前 2. から前 4. までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
6. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたが

い、信託契約を解約し、信託を終了させます。

7. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、②の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
8. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本②の 1. から 7. までに定める以外の方法によって変更することができないものとし、
2. 委託会社は、前 1. の事項（前 1. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前 1. の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前 2. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本 3. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前 2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前 2. から前 5. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前 1. から前 6. までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前 1. から前 7. までの規定にしたがいます。

③ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

④ 運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 4 項に定める運用報告書）を計算期間の末日ごとに作成し、信託財産にかかる知れてい

る受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。

2. 委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。

・委託会社のホームページ

アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>

3. 前 2. の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑤ 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

2. 前 1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の 1 か月（または 3 か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に 1 年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4 受益者の権利等

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者と、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

① 収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

② 換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3 ファンドの経理状況

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間（2018年12月1日から2019年12月2日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2019年12月27日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 深井 康治 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているiFree外国株式インデックス（為替ヘッジなし）の2018年12月1日から2019年12月2日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、iFree外国株式インデックス（為替ヘッジなし）の2019年12月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 財務諸表

i F r e e 外国株式インデックス (為替ヘッジなし)

(1) 貸借対照表

	第3期	第4期
	2018年11月30日現在	2019年12月2日現在
	金額 (円)	金額 (円)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	642,992	—
コール・ローン	1,250,470	5,410,745
親投資信託受益証券	1,772,161,694	3,141,670,889
未収入金	—	70,300
流動資産合計	1,774,055,156	3,147,151,934
資産合計	1,774,055,156	3,147,151,934
負債の部		
流動負債		
未払解約金	143,282	2,434,467
未払受託者報酬	165,825	288,077
未払委託者報酬	1,409,865	2,449,055
その他未払費用	41,406	72,772
流動負債合計	1,760,378	5,244,371
負債合計	1,760,378	5,244,371
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	1,293,803,040	2,054,915,067
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	478,491,738	1,086,992,496
(分配準備積立金)	98,108,406	373,547,121
元本等合計	1,772,294,778	3,141,907,563
純資産合計	1,772,294,778	3,141,907,563
負債純資産合計	1,774,055,156	3,147,151,934

(2) 損益及び剰余金計算書

	第3期	第4期
	自 2017年12月1日 至 2018年11月30日	自 2018年12月1日 至 2019年12月2日
	金額 (円)	金額 (円)
営業収益		
受取利息	—	4
有価証券売買等損益	22,829,433	311,870,595
営業収益合計	22,829,433	311,870,599
営業費用		
支払利息	1,700	2,955
受託者報酬	280,404	497,758
委託者報酬	2,384,183	4,231,722
その他費用	70,112	125,418
営業費用合計	2,736,399	4,857,853
営業利益	20,093,034	307,012,746
経常利益	20,093,034	307,012,746
当期純利益	20,093,034	307,012,746
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	7,283,695	9,470,440
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	236,566,118	478,491,738
剰余金増加額又は欠損金減少額	324,889,538	458,194,859
当期追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	324,889,538	458,194,859
剰余金減少額又は欠損金増加額	95,773,257	147,236,407
当期一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	95,773,257	147,236,407
分配金 ※1	—	—
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	478,491,738	1,086,992,496

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第 4 期	
	自 2018 年 12 月 1 日	至 2019 年 12 月 2 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日 2019 年 11 月 30 日及びその翌日が休日のため、当計算期間末日を 2019 年 12 月 2 日としております。このため、当計算期間は 367 日となっております。	

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第 3 期	第 4 期
	2018 年 11 月 30 日現在	2019 年 12 月 2 日現在
1. ※1 期首元本額	698,219,162 円	1,293,803,040 円
期中追加設定元本額	870,285,096 円	1,162,346,253 円
期中一部解約元本額	274,701,218 円	401,234,226 円
2. 計算期間末日における受益権の総数	1,293,803,040 口	2,054,915,067 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第 3 期	第 4 期
	自 2017 年 12 月 1 日 至 2018 年 11 月 30 日	自 2018 年 12 月 1 日 至 2019 年 12 月 2 日
※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (0 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (12,810,099 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (380,384,879 円) 及び分配準備積立金 (85,298,307 円) より分配対象額は 478,493,285 円 (1 万口当たり 3,698.35 円) であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (0 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (297,543,731 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (713,448,003 円) 及び分配準備積立金 (76,003,390 円) より分配対象額は 1,086,995,124 円 (1 万口当たり 5,289.73 円) であり、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区 分	第4期	
	自 2018年12月1日 至 2019年12月2日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。	
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。	

II 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第4期	
	2019年12月2日現在	
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	第3期	第4期
	2018年11月30日現在	2019年12月2日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	21,859,517	309,638,425
合計	21,859,517	309,638,425

(デリバティブ取引に関する注記)
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第3期 2018年11月30日現在	第4期 2019年12月2日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第4期 自 2018年12月1日 至 2019年12月2日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第3期 2018年11月30日現在	第4期 2019年12月2日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,3698円 (13,698円)	1,5290円 (15,290円)

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	外国株式インデックスマザーファンド	1,146,595,215	3,141,670,889	
親投資信託受益証券 合計			3,141,670,889	
合計			3,141,670,889	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「外国株式インデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「外国株式インデックスマザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2018年11月30日現在	2019年12月2日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	498,352,197	612,451,738
金銭信託	333,952,924	—
コール・ローン	649,460,746	6,367,531,949
株式	102,418,129,349	121,306,145,522
投資証券	2,814,132,682	3,645,255,546
派生商品評価勘定	45,643,154	373,437,617
未収入金	4,687,255	96,592,173
未収配当金	196,655,015	214,896,369
差入委託証拠金	770,259,958	1,487,858,524
流動資産合計	107,731,273,280	134,104,169,438
資産合計	107,731,273,280	134,104,169,438
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	4,415,029	930,366
未払金	—	76,338,905
未払解約金	33,327,900	58,281,600
その他未払費用	4,482	3,792
流動負債合計	37,747,411	135,554,663
負債合計	37,747,411	135,554,663
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	43,964,024,902	48,893,612,273
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	63,729,500,967	85,075,002,502
元本等合計	107,693,525,869	133,968,614,775
純資産合計	107,693,525,869	133,968,614,775
負債純資産合計	107,731,273,280	134,104,169,438

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 2018年12月1日 至 2019年12月2日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1)株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2)投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>(1)先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2)為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、株式及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p>

外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	2018年11月30日現在	2019年12月2日現在
1. ※1 期首	2017年12月1日	2018年12月1日
期首元本額	39,734,106,968円	43,964,024,902円
期中追加設定元本額	7,457,653,079円	10,527,862,672円
期中一部解約元本額	3,227,735,145円	5,598,275,301円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
ダイワ外国株式インデックスVA	507,485,808円	466,203,951円
ダイワ国内重視バランスファンド30VA(一般投資家私募)	14,096,372円	12,135,579円
ダイワ国内重視バランスファンド50VA(一般投資家私募)	197,649,153円	136,414,008円
ダイワ国際分散バランスファンド30VA(一般投資家私募)	25,055,668円	19,175,184円
ダイワ国際分散バランスファンド50VA(一般投資家私募)	627,330,937円	467,869,193円
外国株式インデックスファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用)	812,920円	8,549,100円
ダイワファンドラップ 外国株式インデックス エマージングプラス(為替ヘッジなし)	550,738,616円	538,132,530円
ダイワファンドラップ 外国株式インデックス(為替ヘッジなし)	1,489,095,675円	1,863,069,978円
ダイワファンドラップオンライン 外国株式インデックス エマージングプラス(為替ヘッジなし)	529,688,114円	538,513,489円
D-I's 外国株式インデックス	5,542,491円	2,768,783円
DCダイワ・ターゲットイヤー2050	197,868円	2,115,496円

iFree 外国株式インデックス (為替ヘッジなし)	723,449,418 円	1,146,595,215 円
iFree 8資産バランス	557,965,043 円	816,785,041 円
iFree 年金バランス	8,203,476 円	26,201,082 円
DCダイワ外国株式インデックス	27,624,252,366 円	29,501,748,908 円
ダイワ・ライフ・バランス30	569,101,264 円	576,429,097 円
ダイワ・ライフ・バランス50	839,595,806 円	874,085,645 円
ダイワ・ライフ・バランス70	676,868,528 円	675,316,597 円
大和DC海外株式インデックスファンド	1,489,592,147 円	1,500,453,033 円
DCダイワ・ターゲットイヤー2020	4,144,667 円	3,017,912 円
DCダイワ・ターゲットイヤー2030	13,247,986 円	14,368,992 円
DCダイワ・ターゲットイヤー2040	4,228,403 円	5,760,550 円
ダイワつみたてインデックス外国株式	4,608,188 円	136,727,006 円
ダイワつみたてインデックスバランス30	—円	88,638 円
ダイワつみたてインデックスバランス50	—円	86,527 円
ダイワつみたてインデックスバランス70	—円	530,015 円
ダイワ世界分散バランスファンド15VA	76,173 円	—円
ダイワ世界分散バランスファンド20VA	156,042 円	—円
ダイワ世界分散バランスファンド25VA	1,204,032 円	—円
ダイワ世界分散バランスファンド30VA	2,140,945 円	—円
ダイワ世界バランスファンド40VA	237,257,604 円	184,271,979 円
ダイワ世界バランスファンド60VA	353,114,328 円	323,611,524 円
ダイワ・バランスファンド35VA	3,137,819,193 円	2,650,169,104 円
ダイワ・バランスファンド25VA (適格機関投資家専用)	153,703,054 円	127,631,309 円
ダイワ・インデックスセレクト 外国株式	631,981,535 円	677,239,222 円
ダイワ・ノーロード 外国株式ファンド	88,367,711 円	111,772,535 円
ダイワ外国株式インデックス (為替ヘッジなし) (ダイワSMA専用)	453,744 円	2,632,754,719 円

ダイワ投信倶楽部外国株式インデックス	2,746,321,380 円	2,712,848,524 円
ダイワライフスタイル25	19,463,084 円	18,663,687 円
ダイワライフスタイル50	70,173,613 円	67,445,810 円
ダイワライフスタイル75	58,841,550 円	54,062,311 円
計	43,964,024,902 円	48,893,612,273 円
2. 期末日における受益権の総数	43,964,024,902 口	48,893,612,273 口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 2018年12月1日 至 2019年12月2日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所（外国の取引所）における株価指数先物取引を利用しております。また、外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

II 金融商品の時価等に関する事項

区 分	2019年12月2日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	2018年11月30日現在	2019年12月2日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
株式	54,564,220	14,202,028,663
投資証券	△24,568,003	442,369,912
合計	29,996,217	14,644,398,575

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間(2017年12月1日から2018年11月30日まで、及び2018年12月1日から2019年12月2日まで)を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

1. 株式関連

種 類	2018年11月30日 現在				2019年12月2日 現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引								
株価指数 先物取引								
買 建	2,386,774,786	—	2,428,842,371	42,067,585	8,546,091,477	—	8,919,524,138	373,432,661
合計	2,386,774,786	—	2,428,842,371	42,067,585	8,546,091,477	—	8,919,524,138	373,432,661

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は期末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

2. 通貨関連

種 類	2018年11月30日 現在				2019年12月2日 現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の 取引								
為替予約取引								
買 建	941,976,460	—	941,137,000	△839,460	6,314,295,910	—	6,313,370,500	△925,410
アメリカ・ドル	941,976,460	—	941,137,000	△839,460	4,843,983,500	—	4,843,319,000	△664,500
イギリス・	—	—	—	—	240,357,900	—	240,312,000	△45,900

ポンド									
オーストラリア・ドル	—	—	—	—	96,328,960	—	96,317,000	△11,960	
カナダ・ドル	—	—	—	—	226,600,550	—	226,572,500	△28,050	
スイス・フラン	—	—	—	—	230,248,200	—	230,202,000	△46,200	
ユーロ	—	—	—	—	676,776,800	—	676,648,000	△128,800	
合計	941,976,460	—	941,137,000	△839,460	6,314,295,910	—	6,313,370,500	△925,410	

(注) 1. 時価の算定方法

- (1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
 - (2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
 3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2018年11月30日現在	2019年12月2日現在
1口当たり純資産額	2,4496円	2,7400円
(1万口当たり純資産額)	(24,496円)	(27,400円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル		株	アメリカ・ドル	アメリカ・ドル	
	BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS INC	3,300	123.710	408,243.000	
	PALO ALTO NETWORKS INC	2,850	227.220	647,577.000	
	KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	5,550	107.030	594,016.500	
	BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS INC	4,100	72.760	298,316.000	
	JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	1,600	151.120	241,792.000	
	SYNCHRONY FINANCIAL	18,500	37.410	692,085.000	
	ABBOTT LABORATORIES	49,916	85.450	4,265,322.200	
	ARCONIC INC	11,133	30.960	344,677.680	
	VERISK ANALYTICS INC	4,350	147.480	641,538.000	
	LAS VEGAS SANDS CORP	9,800	62.750	614,950.000	
	AMPHENOL CORP-CL A	8,550	104.000	889,200.000	
	FIDELITY NATIONAL INFORMATION SERVICES INC	17,362	138.150	2,398,560.300	
	QORVO INC	3,400	104.210	354,314.000	
AFLAC INC	21,600	54.840	1,184,544.000		

DARDEN RESTAURANTS INC	3,650	118.440	432,306.000
LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	4,200	69.810	293,202.000
ADOBE INC	13,750	309.530	4,256,037.500
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	6,450	46.210	298,054.500
LULULEMON ATHLETICA INC	3,100	225.690	699,639.000
PEOPLE'S UNITED FINANCIAL	11,300	16.500	186,450.000
GARMIN LTD	3,900	97.690	380,991.000
AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	6,130	236.330	1,448,702.900
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	20,550	178.550	3,669,202.500
WR BERKLEY CORP	4,175	68.000	283,900.000
AUTOZONE INC	730	1,177.920	859,881.600
DOLLAR TREE INC	6,971	91.460	637,567.660
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	31,400	10.420	327,188.000
PINNACLE WEST CAPITAL	3,200	87.390	279,648.000
CELANESE CORP	3,500	125.570	439,495.000
DR HORTON INC	10,116	55.350	559,920.600
CONTINENTAL RESOURCES INC/OK	2,450	30.880	75,656.000
DENTSPLY SIRONA INC	7,000	56.540	395,780.000
AUTODESK INC	6,100	180.900	1,103,490.000
MOODY'S CORP	4,800	226.670	1,088,016.000
DEVON ENERGY CORP	11,650	21.890	255,018.500
ALBEMARLE CORP	3,150	65.380	205,947.000
ATMOS ENERGY CORP	3,350	106.960	358,316.000
ALLIANT ENERGY CORP	6,700	53.000	355,100.000
CITIGROUP INC	65,373	75.120	4,910,819.760
AUTOMATIC DATA PROCESSING	12,250	170.780	2,092,055.000
AMERICAN ELECTRIC POWER	14,250	91.350	1,301,737.500
ALLEGHANY CORP	410	780.040	319,816.400
DOMINO'S PIZZA INC	1,100	294.300	323,730.000
HESS CORP	7,800	62.090	484,302.000
DAVITA INC	3,500	71.770	251,195.000
DANAHER CORP	18,200	145.980	2,656,836.000
FORTIVE CORP	8,700	72.170	627,879.000
INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN	16,250	94.170	1,530,262.500
UNDER ARMOUR INC-CLASS A	4,900	18.890	92,561.000
UNDER ARMOUR INC-CLASS C	5,628	17.300	97,364.400
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	15,800	42.930	678,294.000
BUNGE LTD	4,000	53.380	213,520.000
TE CONNECTIVITY LTD	9,825	92.710	910,875.750
APPLE INC	129,800	267.250	34,689,050.000
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	9,400	84.870	797,778.000
BOEING CO/THE	14,990	366.180	5,489,038.200
CINCINNATI FINANCIAL CORP	4,465	107.050	477,978.250
BECTON DICKINSON AND CO	7,649	258.500	1,977,266.500
MELCO RESORTS & ENTERT-ADR	6,700	21.280	142,576.000
LEIDOS HOLDINGS INC	3,850	90.840	349,734.000
CDK GLOBAL INC	3,600	53.550	192,780.000
NISOURCE INC	11,050	26.450	292,272.500
C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	3,850	76.850	295,872.500
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	24,321	48.970	1,190,999.370
VERIZON COMMUNICATIONS INC	116,904	60.240	7,042,296.960
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	36,350	220.300	8,007,905.000
ANSYS INC	2,450	254.690	623,990.500
BB&T CORP	21,550	54.720	1,179,216.000

BLACKSTONE GROUP INC/THE-A	19,000	54.220	1,030,180.000
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	66,850	56.940	3,806,439.000
JPMORGAN CHASE & CO	91,070	131.760	11,999,383.200
T ROWE PRICE GROUP INC	6,950	123.560	858,742.000
LKQ CORP	9,400	35.280	331,632.000
RENAISSANCERE HOLDINGS LTD	1,350	188.330	254,245.500
BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	9,062	67.820	614,584.840
CADENCE DESIGN SYS INC	8,300	70.250	583,075.000
AMERIPRISE FINANCIAL INC	3,810	163.870	624,344.700
DOLLAR GENERAL CORP	7,500	157.360	1,180,200.000
SERVICENOW INC	5,160	283.040	1,460,486.400
CATERPILLAR INC	16,200	144.730	2,344,626.000
BROWN & BROWN INC	7,000	37.740	264,180.000
AQUA AMERICA INC	6,300	44.270	278,901.000
CMS ENERGY CORP	8,200	61.300	502,660.000
MOSAIC CO/THE	10,950	19.050	208,597.500
DELTA AIR LINES INC	4,750	57.310	272,222.500
CORNING INC	23,200	29.040	673,728.000
CISCO SYSTEMS INC	121,050	45.310	5,484,775.500
IONIS PHARMACEUTICALS INC	3,700	63.960	236,652.000
MORGAN STANLEY	35,650	49.480	1,763,962.000
WABCO HOLDINGS INC	1,550	134.750	208,862.500
MSCI INC	2,450	259.190	635,015.500
LENNOX INTERNATIONAL INC	1,000	255.850	255,850.000
MIDDLEBY CORP	1,600	115.760	185,216.000
COTY INC-CL A	8,439	11.540	97,386.060
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	6,500	60.050	390,325.000
BROADCOM INC	11,122	316.210	3,516,887.620
ACUITY BRANDS INC	1,150	130.780	150,397.000
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	3,330	117.140	390,076.200
ARAMARK	7,050	43.640	307,662.000
AXALTA COATING SYSTEMS LTD	6,050	28.470	172,243.500
DTE ENERGY COMPANY	5,250	124.940	655,935.000
CENTENE CORP	12,150	60.470	734,710.500
CBOE GLOBAL MARKETS INC	3,200	118.900	380,480.000
CITIZENS FINANCIAL GROUP	13,050	38.460	501,903.000
ARTHUR J GALLAGHER & CO	5,350	93.270	498,994.500
GARTNER INC	2,720	160.460	436,451.200
SPLUNK INC	4,500	149.220	671,490.000
DOMINION ENERGY INC	22,641	83.110	1,881,693.510
MONSTER BEVERAGE CORP	11,700	59.820	699,894.000
SMITH (A. O.) CORP	4,150	48.400	200,860.000
DEERE & CO	8,750	168.050	1,470,437.500
GLOBAL PAYMENTS INC	8,184	181.100	1,482,122.400
VMWARE INC-CLASS A	2,500	155.620	389,050.000
BURLINGTON STORES INC	1,900	225.000	427,500.000
NASDAQ INC	3,450	104.800	361,560.000
VAIL RESORTS INC	1,120	242.670	271,790.400
EAST WEST BANCORP INC	4,100	45.820	187,862.000
TARGA RESOURCES CORP	6,550	36.530	239,271.500
REINSURANCE GROUP OF AMERICA	1,800	165.460	297,828.000
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	2,180	109.710	239,167.800
WESTLAKE CHEMICAL CORP	1,050	68.680	72,114.000
CONSOLIDATED EDISON INC	9,200	86.890	799,388.000

COGNEX CORP	5,050	50.180	253,409.000
TELEFLEX INC	1,330	353.340	469,942.200
HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	2,600	115.620	300,612.000
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	2,200	147.030	323,466.000
BIO-RAD LABORATORIES-A	650	369.380	240,097.000
WELLCARE HEALTH PLANS INC	1,520	322.070	489,546.400
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	3,800	149.180	566,884.000
IDEX CORP	2,250	162.740	366,165.000
COLGATE-PALMOLIVE CO	23,050	67.820	1,563,251.000
ROLLINS INC	4,325	35.850	155,051.250
AMETEK INC	6,525	99.010	646,040.250
CHURCH & DWIGHT CO INC	7,350	70.240	516,264.000
KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION	3,650	36.990	135,013.500
HEICO CORP	1,200	129.890	155,868.000
XPO LOGISTICS INC	2,550	82.690	210,859.500
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	1,150	259.650	298,597.500
LYONDELLBASELL INDU-CL A	7,500	92.540	694,050.000
TYLER TECHNOLOGIES INC	1,100	290.170	319,187.000
COSTCO WHOLESALE CORP	12,400	299.810	3,717,644.000
GUIDEWIRE SOFTWARE INC	2,400	121.830	292,392.000
GRUBHUB INC	2,600	43.120	112,112.000
EPAM SYSTEMS INC	1,650	211.850	349,552.500
RPM INTERNATIONAL INC	3,800	73.730	280,174.000
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	690	813.920	561,604.800
JEFFERIES FINANCIAL GROUP IN	6,950	20.900	145,255.000
UGI CORP	5,200	43.550	226,460.000
CUMMINS INC	4,350	182.860	795,441.000
ACTIVISION BLIZZARD INC	21,550	54.830	1,181,586.500
SABRE CORP	7,650	22.430	171,589.500
CDW CORP/DE	4,350	135.050	587,467.500
SIGNATURE BANK	1,500	123.360	185,040.000
COSTAR GROUP INC	990	612.860	606,731.400
SVB FINANCIAL GROUP	1,490	231.730	345,277.700
AMERCO	220	362.220	79,688.400
OLD DOMINION FREIGHT LINE	1,850	191.590	354,441.500
MERCADOLIBRE INC	1,270	580.580	737,336.600
HANESBRANDS INC	11,000	15.070	165,770.000
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	2,300	151.940	349,462.000
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	8,166	105.000	857,430.000
IPG PHOTONICS CORP	1,020	142.090	144,931.800
DEXCOM INC	2,700	227.310	613,737.000
COPART INC	5,850	89.000	520,650.000
DIAMONDBACK ENERGY INC	4,650	77.340	359,631.000
SEATTLE GENETICS INC	3,250	120.350	391,137.500
ALIGN TECHNOLOGY INC	2,270	277.340	629,561.800
TRANSDIGM GROUP INC	1,330	567.100	754,243.000
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	2,600	116.610	303,186.000
NIELSEN HOLDINGS PLC	9,900	19.550	193,545.000
KINDER MORGAN INC	57,581	19.610	1,129,163.410
HCA HEALTHCARE INC	7,900	138.660	1,095,414.000
MARKETAXESS HOLDINGS INC	1,150	403.820	464,393.000
CABOT OIL & GAS CORP	12,050	15.940	192,077.000
T-MOBILE US INC	10,000	78.550	785,500.000
ZILLOW GROUP INC - C	3,450	39.150	135,067.500

COCA-COLA CO/THE	114,150	53.400	6,095,610.000
COCA-COLA EUROPEAN PARTNERS	7,100	50.460	358,266.000
EXPEDITORS INTL WASH INC	4,850	74.760	362,586.000
EATON VANCE CORP	3,050	47.170	143,868.500
FRANKLIN RESOURCES INC	8,650	27.490	237,788.500
CSX CORP	22,150	71.540	1,584,611.000
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	2,680	172.290	461,737.200
EXPEDIA GROUP INC	4,075	101.660	414,264.500
AUTOLIV INC	2,400	81.720	196,128.000
AMAZON.COM INC	11,770	1,800.800	21,195,416.000
FLOWSERVE CORP	3,550	48.700	172,885.000
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	6,000	244.940	1,469,640.000
EXXON MOBIL CORP	119,655	68.130	8,152,095.150
FLIR SYSTEMS INC	3,750	53.560	200,850.000
AES CORP	20,100	18.910	380,091.000
EVEREST RE GROUP LTD	1,240	271.260	336,362.400
EOG RESOURCES INC	16,400	70.900	1,162,760.000
AKAMAI TECHNOLOGIES INC	4,850	87.120	422,532.000
ABIOMED INC	1,290	196.180	253,072.200
AMERISOURCEBERGEN CORP	4,650	87.910	408,781.500
AGILENT TECHNOLOGIES INC	9,240	80.770	746,314.800
FORD MOTOR CO	110,923	9.060	1,004,962.380
DISCOVERY INC - A	4,690	32.940	154,488.600
EXACT SCIENCES CORP	3,700	81.010	299,737.000
LIBERTY GLOBAL PLC-A	4,887	22.550	110,201.850
DISCOVERY INC-C	10,089	30.520	307,916.280
AERCAP HOLDINGS NV	4,000	61.810	247,240.000
FORTINET INC	4,150	105.110	436,206.500
MARKEL CORP	410	1,135.550	465,575.500
NEXTERA ENERGY INC	13,550	233.820	3,168,261.000
FREEMPORT-MCMORAN INC	43,408	11.380	493,983.040
INSULET CORP	1,750	185.700	324,975.000
US BANCORP	42,800	60.030	2,569,284.000
UNITED RENTALS INC	2,300	153.050	352,015.000
F5 NETWORKS INC	1,750	145.710	254,992.500
FASTENAL CO	16,300	35.520	578,976.000
FISERV INC	16,163	116.240	1,878,787.120
GENERAL ELECTRIC CO	246,850	11.270	2,781,999.500
NORWEGIAN CRUISE LINE HOLDIN	6,100	53.640	327,204.000
GENERAL MOTORS CO	36,100	36.000	1,299,600.000
TRIPADVISOR INC	3,300	28.400	93,720.000
GENERAL DYNAMICS CORP	6,900	181.740	1,254,006.000
GOLDMAN SACHS GROUP INC	9,290	221.350	2,056,341.500
ALPHABET INC-CL A	8,400	1,304.090	10,954,356.000
ALPHABET INC-CL C	8,747	1,304.960	11,414,485.120
OWENS CORNING	3,150	67.060	211,239.000
GENERAL MILLS INC	16,850	53.320	898,442.000
FIRSTENERGY CORP	15,268	47.690	728,130.920
GENUINE PARTS CO	4,300	104.370	448,791.000
IHS MARKIT LTD	10,634	72.650	772,560.100
FIFTH THIRD BANCORP	20,700	30.190	624,933.000
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	6,410	201.090	1,288,986.900
AMERICAN AIRLINES GROUP INC	3,000	28.740	86,220.000
HALLIBURTON CO	24,800	20.990	520,552.000

HOME DEPOT INC	31,000	220.510	6,835,810.000
ASSURANT INC	1,750	132.870	232,522.500
HUNTINGTON BANCSHARES INC	29,900	14.890	445,211.000
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	1,190	251.670	299,487.300
HERSHEY CO/THE	4,350	148.160	644,496.000
HARLEY-DAVIDSON INC	4,450	36.380	161,891.000
HUMANA INC	3,830	341.230	1,306,910.900
NXP SEMICONDUCTORS NV	8,150	115.580	941,977.000
RINGCENTRAL INC-CLASS A	2,100	172.470	362,187.000
HENRY SCHEIN INC	4,500	68.900	310,050.000
HP INC	42,600	20.080	855,408.000
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	39,400	15.830	623,702.000
LIBERTY MEDIA COR-SIRIUSXM C	4,800	48.510	232,848.000
HOLLYFRONTIER CORP	4,700	51.550	242,285.000
LIBERTY MEDIA CORP-LIBERTY-C	6,000	45.090	270,540.000
LIBERTY MEDIA COR-SIRIUSXM A	2,500	48.700	121,750.000
ARCH CAPITAL GROUP LTD	11,900	41.970	499,443.000
KRAFT HEINZ CO/THE	19,853	30.500	605,516.500
INTL BUSINESS MACHINES CORP	25,000	134.450	3,361,250.000
INTERNATIONAL PAPER CO	10,700	46.340	495,838.000
FORTUNE BRANDS HOME & SECURI	4,000	63.260	253,040.000
ZOETIS INC	13,550	120.520	1,633,046.000
INGERSOLL-RAND PLC	6,979	131.110	915,016.690
CHENIERE ENERGY INC	6,550	60.540	396,537.000
ALLEGION PLC	2,650	120.030	318,079.500
LEGGETT & PLATT INC	3,500	52.320	183,120.000
LIBERTY GLOBAL PLC- C	11,773	21.500	253,119.500
WASTE CONNECTIONS INC	7,557	90.550	684,286.350
JUNIPER NETWORKS INC	9,650	25.060	241,829.000
SAREPTA THERAPEUTICS INC	2,200	112.490	247,478.000
JM SMUCKER CO/THE	3,420	105.090	359,407.800
JOHNSON & JOHNSON	74,800	137.490	10,284,252.000
ABBVIE INC	41,779	87.730	3,665,271.670
HOLOGIC INC	7,550	51.320	387,466.000
KIMBERLY-CLARK CORP	9,950	136.340	1,356,583.000
KROGER CO	22,950	27.340	627,453.000
KLA CORP	4,650	163.860	761,949.000
LOCKHEED MARTIN CORP	7,170	391.030	2,803,685.100
FLEETCOR TECHNOLOGIES INC	2,560	306.920	785,715.200
LOWE'S COS INC	22,450	117.310	2,633,609.500
ELI LILLY & CO	24,605	117.350	2,887,396.750
LAM RESEARCH CORP	4,230	266.830	1,128,690.900
JONES LANG LASALLE INC	1,450	166.330	241,178.500
LOEWS CORP	7,900	50.900	402,110.000
LINCOLN NATIONAL CORP	5,799	59.050	342,430.950
MCDONALD'S CORP	21,600	194.480	4,200,768.000
3M CO	16,250	169.770	2,758,762.500
FACEBOOK INC-CLASS A	67,650	201.640	13,640,946.000
MANPOWERGROUP INC	1,780	92.640	164,899.200
S&P GLOBAL INC	6,980	264.650	1,847,257.000
MARTIN MARIETTA MATERIALS	1,840	268.400	493,856.000
CONCHO RESOURCES INC	5,800	72.560	420,848.000
ZAYO GROUP HOLDINGS INC	6,600	34.240	225,984.000
PHILLIPS 66	12,850	114.720	1,474,152.000

TECHNIPFMC PLC	12,100	18.840	227,964.000
MGM RESORTS INTERNATIONAL	14,450	31.950	461,677.500
DXC TECHNOLOGY CO	7,788	37.330	290,726.040
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	3,350	169.250	566,987.500
MYLAN NV	14,850	18.780	278,883.000
METLIFE INC	23,500	49.910	1,172,885.000
MARVELL TECHNOLOGY GROUP LTD	18,100	26.370	477,297.000
ARISTA NETWORKS INC	1,510	195.130	294,646.300
ATHENE HOLDING LTD-CLASS A	4,800	45.020	216,096.000
MOTOROLA SOLUTIONS INC	4,778	167.300	799,359.400
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	640	719.410	460,422.400
BAKER HUGHES CO	14,473	22.420	324,484.660
ROCKWELL AUTOMATION INC	3,380	195.840	661,939.200
MERCK & CO. INC.	72,721	87.180	6,339,816.780
DUPONT DE NEMOURS INC	21,168	64.810	1,371,898.080
MASCO CORP	8,600	46.550	400,330.000
M & T BANK CORP	3,569	164.740	587,957.060
MARSH & MCLENNAN COS	14,450	108.070	1,561,611.500
BLACK KNIGHT INC	4,400	63.010	277,244.000
HEICO CORP-CLASS A	2,300	100.440	231,012.000
MARRIOTT INTERNATIONAL -CL A	7,872	140.360	1,104,913.920
WORKDAY INC-CLASS A	4,800	179.120	859,776.000
WAYFAIR INC- CLASS A	1,850	84.920	157,102.000
SQUARE INC - A	10,100	69.120	698,112.000
TRANSUNION	5,500	86.310	474,705.000
VISTRA ENERGY CORP	10,050	26.530	266,626.500
CAPRI HOLDINGS LTD	4,450	37.140	165,273.000
BEIGENE LTD-ADR	1,050	203.290	213,454.500
NETAPP INC	7,450	60.590	451,395.500
NIKE INC -CL B	35,550	93.490	3,323,569.500
NORFOLK SOUTHERN CORP	7,500	193.500	1,451,250.000
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	6,800	94.540	642,872.000
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	3,750	89.820	336,825.000
ALLY FINANCIAL INC	11,450	31.840	364,568.000
NORTHROP GRUMMAN CORP	4,450	351.770	1,565,376.500
APTIV PLC	7,200	93.880	675,936.000
NEWMONT GOLDCORP CORP	23,161	38.400	889,382.400
MCKESSON CORP	5,550	144.640	802,752.000
MAXIM INTEGRATED PRODUCTS	8,100	56.670	459,027.000
XYLEM INC	5,150	77.510	399,176.500
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	44,050	82.930	3,653,066.500
NUCOR CORP	8,700	56.360	490,332.000
WESTERN UNION CO	12,946	26.880	347,988.480
GODADDY INC - CLASS A	5,300	66.380	351,814.000
NEWELL BRANDS INC	12,292	19.220	236,252.240
EVERGY INC	6,850	63.270	433,399.500
OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	25,724	38.570	992,174.680
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	700	169.300	118,510.000
OKTA INC	3,000	129.780	389,340.000
LIBERTY BROADBAND-C	3,150	119.490	376,393.500
ELANCO ANIMAL HEALTH INC	10,705	27.710	296,635.550
LINDE PLC	15,296	206.210	3,154,188.160
WIX.COM LTD	1,450	120.890	175,290.500
AXA EQUITABLE HOLDINGS INC	8,300	24.740	205,342.000

KKR & CO INC -A	14,700	29.490	433,503.000
PAYCHEX INC	9,350	86.120	805,222.000
O' REILLY AUTOMOTIVE INC	2,200	442.280	973,016.000
ALTRIA GROUP INC	52,850	49.700	2,626,645.000
PFIZER INC	157,113	38.520	6,051,992.760
CIGNA CORP	10,680	199.920	2,135,145.600
DELL TECHNOLOGIES -C	4,551	48.490	220,677.990
ALTICE USA INC- A	4,100	25.580	104,878.000
XCEL ENERGY INC	14,850	61.490	913,126.500
STERIS PLC	2,500	151.140	377,850.000
FOX CORP - CLASS B	4,833	34.980	169,058.340
FOX CORP - CLASS A	9,999	35.760	357,564.240
STRYKER CORP	9,500	204.860	1,946,170.000
DOW INC	21,068	53.370	1,124,399.160
PARKER HANNIFIN CORP	3,750	198.790	745,462.500
UBER TECHNOLOGIES INC	5,200	29.600	153,920.000
PIONEER NATURAL RESOURCES CO	4,650	127.840	594,456.000
POLARIS INC	1,550	97.700	151,435.000
PROCTER & GAMBLE CO/THE	70,767	122.060	8,637,820.020
EXELON CORP	27,372	44.400	1,215,316.800
ALEXION PHARMACEUTICALS INC	6,600	113.940	752,004.000
NVR INC	100	3,791.890	379,189.000
CONOCOPHILLIPS	31,900	59.940	1,912,086.000
TWILIO INC - A	3,150	103.280	325,332.000
DOCUSIGN INC	2,900	71.210	206,509.000
PAYCOM SOFTWARE INC	1,400	276.810	387,534.000
MATCH GROUP INC	1,800	70.480	126,864.000
PEPSICO INC	39,550	135.830	5,372,076.500
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	1,100	122.550	134,805.000
DROPBOX INC-CLASS A	5,200	18.490	96,148.000
MONGODB INC	1,250	148.700	185,875.000
SNAP INC - A	20,800	15.250	317,200.000
CORTEVA INC	21,568	26.020	561,199.360
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	11,800	93.620	1,104,716.000
AMCOR PLC	47,900	10.260	491,454.000
ROKU INC	2,400	160.370	384,888.000
AMERICAN WATER WORKS CO INC	5,150	121.030	623,304.500
ACCENTURE PLC-CL A	18,080	201.160	3,636,972.800
PENTAIR PLC	4,705	44.350	208,666.750
QUALCOMM INC	34,350	83.550	2,869,942.500
INVESCO LTD	10,950	17.560	192,282.000
ADVANCE AUTO PARTS INC	2,050	157.080	322,014.000
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	8,350	55.100	460,085.000
PINTEREST INC- CLASS A	4,500	19.480	87,660.000
RAYTHEON COMPANY	7,920	217.420	1,721,966.400
DISH NETWORK CORP-RTS	349	0.680	237.320
REGENERON PHARMACEUTICALS	2,200	369.000	811,800.000
REPUBLIC SERVICES INC	6,750	88.650	598,387.500
BOOKING HOLDINGS INC	1,230	1,904.030	2,341,956.900
ROSS STORES INC	10,700	116.150	1,242,805.000
PACKAGING CORP OF AMERICA	2,650	111.900	296,535.000
RESMED INC	4,150	149.600	620,840.000
QUEST DIAGNOSTICS INC	3,800	106.550	404,890.000
ROBERT HALF INTL INC	3,350	58.200	194,970.000

RALPH LAUREN CORP	1,450	107.340	155,643.000
PERKINELMER INC	3,100	92.900	287,990.000
REGIONS FINANCIAL CORP	30,235	16.640	503,110.400
CHEVRON CORP	53,818	117.130	6,303,702.340
EDISON INTERNATIONAL	10,300	69.100	711,730.000
TESLA INC	3,770	329.940	1,243,873.800
NORTONLIFELOCK INC	18,450	24.900	459,405.000
STANLEY BLACK & DECKER INC	4,422	157.740	697,526.280
SYNOPSIS INC	4,350	141.040	613,524.000
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	4,415	470.010	2,075,094.150
CBRE GROUP INC - A	9,150	57.020	521,733.000
TWITTER INC	21,150	30.910	653,746.500
SOUTHERN CO/THE	29,350	61.990	1,819,406.500
SYSCO CORP	13,700	80.550	1,103,535.000
TRAVELERS COS INC/THE	7,303	136.720	998,466.160
SEI INVESTMENTS COMPANY	3,950	64.530	254,893.500
STEEL DYNAMICS INC	6,200	33.730	209,126.000
SCHLUMBERGER LTD	39,202	36.200	1,419,112.400
SENSATA TECHNOLOGIES HOLDING	4,600	51.490	236,854.000
AT&T INC	206,591	37.380	7,722,371.580
SOUTHWEST AIRLINES CO	4,050	57.640	233,442.000
ON SEMICONDUCTOR CORP	12,300	21.470	264,081.000
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	2,330	583.130	1,358,692.900
SEMPRA ENERGY	7,900	147.270	1,163,433.000
TIFFANY & CO	3,250	133.800	434,850.000
SEAGATE TECHNOLOGY	7,100	59.680	423,728.000
TEXAS INSTRUMENTS INC	26,500	120.210	3,185,565.000
SALESFORCE.COM INC	23,421	162.890	3,815,046.690
WESTROCK CO	7,130	40.330	287,552.900
JOHNSON CONTROLS INTERNATION	22,984	42.830	984,404.720
TERADYNE INC	5,000	62.590	312,950.000
UNION PACIFIC CORP	19,950	175.990	3,511,000.500
MARATHON OIL CORP	24,800	11.650	288,920.000
MARATHON PETROLEUM CORP	19,388	60.640	1,175,688.320
UNITED TECHNOLOGIES CORP	23,137	148.340	3,432,142.580
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	19,700	119.730	2,358,681.000
UNUM GROUP	5,900	30.740	181,366.000
SPRINT CORP	23,165	5.920	137,136.800
IQVIA HOLDINGS INC	4,894	145.980	714,426.120
VOYA FINANCIAL INC	4,350	58.280	253,518.000
AMEREN CORPORATION	7,200	74.330	535,176.000
UNITEDHEALTH GROUP INC	26,776	279.870	7,493,799.120
VERISIGN INC	3,000	190.740	572,220.000
VALERO ENERGY CORP	11,742	95.490	1,121,243.580
ULTA BEAUTY INC	1,610	233.860	376,514.600
FIDELITY NATIONAL FINANCIAL	8,188	47.630	389,994.440
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	2,500	139.490	348,725.000
ANTHEM INC	7,280	288.660	2,101,444.800
WALT DISNEY CO/THE	50,912	151.580	7,717,240.960
WELLS FARGO & CO	120,922	54.460	6,585,412.120
WASTE MANAGEMENT INC	11,950	112.910	1,349,274.500
WILLIAMS COS INC	34,700	22.720	788,384.000
TRACTOR SUPPLY COMPANY	3,450	94.440	325,818.000
WHIRLPOOL CORP	1,900	143.100	271,890.000

WALMART INC	40,500	119.090	4,823,145.000
SPIRIT AEROSYSTEMS HOLD-CL A	2,900	86.990	252,271.000
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	5,800	145.280	842,624.000
WYNN RESORTS LTD	2,900	120.850	350,465.000
XEROX HOLDINGS CORP	5,911	38.930	230,115.230
WABTEC CORP	5,411	78.570	425,142.270
TJX COMPANIES INC	34,250	61.130	2,093,702.500
WATERS CORP	2,050	222.070	455,243.500
UNITED AIRLINES HOLDINGS INC	1,800	92.800	167,040.000
ALLERGAN PLC	9,157	184.940	1,693,495.580
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	1,650	250.940	414,051.000
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	22,000	59.600	1,311,200.000
WILLIS TOWERS WATSON PLC	3,723	196.440	731,346.120
WESTERN DIGITAL CORP	8,400	50.330	422,772.000
WEC ENERGY GROUP INC	9,080	88.650	804,942.000
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	14,600	59.310	865,926.000
VISA INC-CLASS A SHARES	48,950	184.510	9,031,764.500
PPL CORP	21,100	34.030	718,033.000
PULTEGROUP INC	7,500	39.650	297,375.000
PPG INDUSTRIES INC	6,750	128.840	869,670.000
NORTHERN TRUST CORP	6,000	107.240	643,440.000
NVIDIA CORP	16,300	216.740	3,532,862.000
IAC/INTERACTIVECORP	2,350	222.700	523,345.000
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	12,743	153.210	1,952,355.030
HD SUPPLY HOLDINGS INC	5,300	39.820	211,046.000
TYSON FOODS INC-CL A	8,300	89.890	746,087.000
NETFLIX INC	12,320	314.660	3,876,611.200
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	11,300	313.950	3,547,635.000
NRG ENERGY INC	7,950	39.730	315,853.500
GLOBE LIFE INC	2,925	102.760	300,573.000
FIRST REPUBLIC BANK/CA	4,850	109.900	533,015.000
TEXTRON INC	6,850	46.240	316,744.000
NEWS CORP - CLASS A	11,737	12.880	151,172.560
OGE ENERGY CORP	5,950	42.060	250,257.000
OMNICOM GROUP	6,400	79.480	508,672.000
ORACLE CORP	67,683	56.140	3,799,723.620
MASTERCARD INC - A	25,500	292.230	7,451,865.000
ONEOK INC	11,900	71.050	845,495.000
CENTURYLINK INC	29,452	14.490	426,759.480
ROPER TECHNOLOGIES INC	3,020	360.370	1,088,317.400
YUM! BRANDS INC	8,950	100.670	900,996.500
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	3,050	121.350	370,117.500
ALLIANCE DATA SYSTEMS CORP	1,330	106.910	142,190.300
MOLSON COORS BREWING CO -B	5,650	50.480	285,212.000
NOBLE ENERGY INC	14,550	20.760	302,058.000
BANK OF AMERICA CORP	255,401	33.320	8,509,961.320
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	1,050	341.990	359,089.500
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	5,250	80.710	423,727.500
NORDSTROM INC	3,000	38.170	114,510.000
AMERICAN EXPRESS CO	20,000	120.120	2,402,400.000
ANALOG DEVICES INC	10,649	112.950	1,202,804.550
ADVANCED MICRO DEVICES	29,100	39.150	1,139,265.000
TD AMERITRADE HOLDING CORP	8,300	51.830	430,189.000
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	24,522	52.660	1,291,328.520

SKYWORKS SOLUTIONS INC	5,150	98.300	506,245.000
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	4,950	120.020	594,099.000
AVERY DENNISON CORP	2,500	130.370	325,925.000
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	16,500	64.110	1,057,815.000
EMERSON ELECTRIC CO	17,400	73.860	1,285,164.000
AON PLC	6,970	203.610	1,419,161.700
AMGEN INC	17,300	234.720	4,060,656.000
TAPESTRY INC	8,350	26.890	224,531.500
EATON CORP PLC	12,136	92.500	1,122,580.000
CONSTELLATION BRANDS INC-A	4,680	186.060	870,760.800
APPLIED MATERIALS INC	27,200	57.900	1,574,880.000
CME GROUP INC	10,100	202.730	2,047,573.000
NATIONAL OILWELL VARCO INC	11,694	22.550	263,699.700
ECOLAB INC	7,550	186.670	1,409,358.500
EQUIFAX INC	3,350	139.640	467,794.000
GAP INC/THE	5,950	16.610	98,829.500
GILEAD SCIENCES INC	35,950	67.240	2,417,278.000
HORMEL FOODS CORP	8,350	44.530	371,825.500
STATE STREET CORP	10,943	75.100	821,819.300
SUNTRUST BANKS INC	12,948	70.840	917,236.320
SCHWAB (CHARLES) CORP	34,000	49.500	1,683,000.000
BAXTER INTERNATIONAL INC	13,600	81.970	1,114,792.000
CAMPBELL SOUP CO	4,850	46.570	225,864.500
CROWN HOLDINGS INC	3,850	75.900	292,215.000
CARDINAL HEALTH INC	9,000	55.030	495,270.000
FEDEX CORP	6,900	160.050	1,104,345.000
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	13,504	100.010	1,350,535.040
FMC CORP	3,950	97.960	386,942.000
FLEX LTD	14,750	11.870	175,082.500
CERNER CORP	9,350	71.590	669,366.500
INTL FLAVORS & FRAGRANCES	3,024	141.230	427,079.520
CITRIX SYSTEMS INC	3,700	112.810	417,397.000
INTEL CORP	126,650	58.050	7,352,032.500
INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	11,500	22.400	257,600.000
HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	10,350	61.860	640,251.000
ILLINOIS TOOL WORKS	9,450	174.330	1,647,418.500
SIRIUS XM HOLDINGS INC	46,100	6.980	321,778.000
ILLUMINA INC	4,040	320.760	1,295,870.400
SEALED AIR CORP	4,400	37.730	166,012.000
INTUITIVE SURGICAL INC	3,210	592.900	1,903,209.000
CHECK POINT SOFTWARE TECH	3,450	117.880	406,686.000
SNAP-ON INC	1,550	160.460	248,713.000
CARMAX INC	4,950	97.260	481,437.000
COMERICA INC	4,500	70.410	316,845.000
INGREDION INC	1,900	83.170	158,023.000
DUKE ENERGY CORP	20,528	88.170	1,809,953.760
TARGET CORP	14,400	125.010	1,800,144.000
DOVER CORP	4,250	111.480	473,790.000
WW GRAINGER INC	1,400	316.950	443,730.000
JACOBS ENGINEERING GROUP INC	3,950	92.090	363,755.500
CINTAS CORP	2,620	257.060	673,497.200
CONAGRA BRANDS INC	13,800	28.870	398,406.000
LAMB WESTON HOLDINGS INC	4,100	83.980	344,318.000
CLOROX COMPANY	3,750	148.230	555,862.500

ENERGY CORP	5,400	116.390	628,506.000
MICROSOFT CORP	205,650	151.380	31,131,297.000
INCYTE CORP	5,350	94.160	503,756.000
CVS HEALTH CORP	36,769	75.270	2,767,602.630
MEDTRONIC PLC	37,938	111.390	4,225,913.820
MICRON TECHNOLOGY INC	31,200	47.510	1,482,312.000
BLACKROCK INC	3,200	494.910	1,583,712.000
CENTERPOINT ENERGY INC	14,900	24.560	365,944.000
HASBRO INC	3,600	101.700	366,120.000
KELLOGG CO	7,300	65.120	475,376.000
KEYCORP	29,900	19.390	579,761.000
KANSAS CITY SOUTHERN	3,000	152.420	457,260.000
MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	40,661	52.540	2,136,328.940
KOHL'S CORP	4,950	47.010	232,699.500
COOPER COS INC/THE	1,400	313.090	438,326.000
APACHE CORP	10,610	22.280	236,390.800
CHUBB LTD	12,949	151.480	1,961,514.520
ARROW ELECTRONICS INC	2,400	79.640	191,136.000
ALLSTATE CORP	9,600	111.350	1,068,960.000
EBAY INC	23,350	35.520	829,392.000
PAYPAL HOLDINGS INC	31,500	108.010	3,402,315.000
EASTMAN CHEMICAL CO	4,150	78.370	325,235.500
XILINX INC	7,150	92.780	663,377.000
DISH NETWORK CORP-A	6,450	34.170	220,396.500
ZIONS BANCORP NA	5,200	49.780	258,856.000
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	6,100	195.470	1,192,367.000
TRIMBLE INC	7,050	40.530	285,736.500
LENNAR CORP-A	8,100	59.650	483,165.000
LEAR CORP	1,800	120.310	216,558.000
E*TRADE FINANCIAL CORP	7,000	44.300	310,100.000
PROGRESSIVE CORP	16,800	73.050	1,227,240.000
PACCAR INC	10,037	81.370	816,710.690
PVH CORP	2,000	96.960	193,920.000
BIOGEN INC	5,610	299.810	1,681,934.100
IDEXX LABORATORIES INC	2,520	251.580	633,981.600
STARBUCKS CORP	34,250	85.430	2,925,977.500
PTC INC	3,150	76.600	241,290.000
PERRIGO CO PLC	3,800	51.230	194,674.000
EVERSOURCE ENERGY	8,880	82.640	733,843.200
INTUIT INC	7,340	258.890	1,900,252.600
BORGWARNER INC	6,300	42.050	264,915.000
BEST BUY CO INC	6,900	80.640	556,416.000
BALL CORP	9,184	66.060	606,695.040
BOSTON SCIENTIFIC CORP	39,297	43.250	1,699,595.250
ELECTRONIC ARTS INC	8,650	101.010	873,736.500
VULCAN MATERIALS CO	3,650	141.870	517,825.500
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	7,250	221.750	1,607,687.500
VF CORP	9,500	88.540	841,130.000
CBS CORP-CLASS B NON VOTING	10,071	40.380	406,666.980
VIACOM INC-CLASS B	10,071	24.070	242,408.970
MOHAWK INDUSTRIES INC	1,720	139.370	239,716.400
VARIAN MEDICAL SYSTEMS INC	2,600	133.730	347,698.000
CARNIVAL CORP	11,850	45.080	534,198.000
COMCAST CORP-CLASS A	128,190	44.150	5,659,588.500

	JARDINE STRATEGIC HLDGS LTD	6,700	31.750	212,725.000
	JARDINE MATHESON HLDGS LTD	6,700	56.220	376,674.000
	DAIRY FARM INTL HLDGS LTD	9,000	5.850	52,650.000
	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	35,300	5.500	194,150.000
アメリカ・ドル 小計				アメリカ・ドル 762,122,552.250 (83,589,601,531)
イギリス・ポンド		株	イギリス・ポンド	イギリス・ポンド
	TUI AG-DI	13,797	10.635	146,731.090
	BP PLC	575,000	4.802	2,761,150.000
	UNILEVER PLC	31,760	45.780	1,453,972.800
	BARCLAYS PLC	496,800	1.715	852,210.720
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	52,700	7.116	375,013.200
	MARKS & SPENCER GROUP PLC	56,100	1.943	109,030.350
	PRUDENTIAL PLC	75,700	13.765	1,042,010.500
	ROYAL BANK OF SCOTLAND GROUP	145,791	2.262	329,779.240
	EVRAZ PLC	15,000	3.704	55,560.000
	JOHNSON MATTHEY PLC	6,064	28.740	174,279.360
	BAE SYSTEMS PLC	94,300	5.734	540,716.200
	AVIVA PLC	113,866	4.038	459,790.900
	AVEVA GROUP PLC	2,000	45.580	91,160.000
	GLAXOSMITHKLINE PLC	141,000	17.540	2,473,140.000
	INFORMA PLC	36,200	7.914	286,486.800
	MICRO FOCUS INTERNATIONAL	10,540	11.328	119,397.120
	MELROSE INDUSTRIES PLC	145,500	2.296	334,068.000
	AUTO TRADER GROUP PLC	28,300	5.620	159,046.000
	DCC PLC	2,800	66.080	185,024.000
	OCADO GROUP PLC	13,500	13.250	178,875.000
	SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	2,100	89.250	187,425.000
	HALMA PLC	11,000	21.060	231,660.000
	GVC HOLDINGS PLC	16,700	8.516	142,217.200
	NMC HEALTH PLC	2,700	25.090	67,743.000
	JD SPORTS FASHION PLC	13,000	7.606	98,878.000
	M&G PLC	75,700	2.360	178,652.000
	RELX PLC	55,546	18.730	1,040,376.580
	DIAGEO PLC	67,500	31.650	2,136,375.000
	RIO TINTO PLC	32,250	42.015	1,354,983.750
	STANDARD CHARTERED PLC	82,100	6.974	572,565.400
	TESCO PLC	281,700	2.294	646,219.800
	SMITH & NEPHEW PLC	26,450	17.310	457,849.500
	GLENCORE PLC	324,525	2.439	791,516.470
	HARGREAVES LANSDOWN PLC	8,150	18.550	151,182.500
	SMITHS GROUP PLC	11,383	16.610	189,071.630
	DIRECT LINE INSURANCE GROUP	41,983	3.054	128,216.080
	PEARSON PLC	23,563	6.466	152,358.350
	SAINSBURY (J) PLC	54,225	2.143	116,204.170
	NEXT PLC	4,200	67.580	283,836.000
	TAYLOR WIMPEY PLC	93,200	1.742	162,401.000
	WHITBREAD PLC	3,861	46.010	177,644.610
	BUNZL PLC	9,605	21.230	203,914.150
	VODAFONE GROUP PLC	766,183	1.533	1,175,018.240
	CRODA INTERNATIONAL PLC	3,661	49.800	182,317.800
	KINGFISHER PLC	62,411	2.099	131,000.680

WPP PLC	38,400	10.005	384,192.000	
UNITED UTILITIES GROUP PLC	20,627	8.534	176,030.810	
SEVERN TRENT PLC	7,133	22.430	159,993.190	
RENTOKIL INITIAL PLC	54,000	4.449	240,246.000	
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	20,300	60.660	1,231,398.000	
ST JAMES' S PLACE PLC	15,150	10.885	164,907.750	
SCHRODERS PLC	3,450	32.990	113,815.500	
SSE PLC	30,000	13.000	390,000.000	
WEIR GROUP PLC/THE	7,950	13.955	110,942.250	
BARRATT DEVELOPMENTS PLC	31,000	6.668	206,708.000	
ASTRAZENECA PLC	37,050	74.580	2,763,189.000	
FERGUSON PLC	7,087	67.220	476,388.140	
LEGAL & GENERAL GROUP PLC	183,000	2.809	514,047.000	
3I GROUP PLC	29,391	10.710	314,777.610	
ASHTED GROUP PLC	13,650	23.500	320,775.000	
SAGE GROUP PLC/THE	32,314	7.538	243,582.930	
NATIONAL GRID PLC	98,134	8.897	873,098.190	
LLOYDS BANKING GROUP PLC	2,081,465	0.611	1,272,815.840	
RSA INSURANCE GROUP PLC	31,760	5.514	175,124.640	
IMPERIAL BRANDS PLC	28,800	17.032	490,521.600	
CENTRICA PLC	176,160	0.802	141,315.550	
BERKELEY GROUP HOLDINGS/THE	3,600	45.860	165,096.000	
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	65,010	30.600	1,989,306.000	
BHP GROUP PLC	60,527	17.100	1,035,011.700	
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	10,600	25.690	272,314.000	
HSBC HOLDINGS PLC	571,650	5.763	3,294,418.950	
ANGLO AMERICAN PLC	31,083	20.265	629,896.990	
MONDI PLC	14,250	16.755	238,758.750	
WM MORRISON SUPERMARKETS	66,300	1.983	131,472.900	
CARNIVAL PLC	4,861	32.530	158,128.330	
EASYJET PLC	4,000	13.380	53,520.000	
COMPASS GROUP PLC	46,489	18.945	880,734.100	
PERSIMMON PLC	9,300	25.580	237,894.000	
BT GROUP PLC	246,100	1.915	471,429.160	
COCA-COLA HBC AG-DI	5,800	25.790	149,582.000	
BURBERRY GROUP PLC	12,189	21.040	256,456.560	
INTERCONTINENTAL HOTELS GROU	5,136	50.070	257,159.520	
INTERTEK GROUP PLC	4,800	55.160	264,768.000	
ITV PLC	102,100	1.451	148,147.100	
LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	9,199	68.720	632,155.280	
ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	123,300	22.110	2,726,163.000	
ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	105,718	21.895	2,314,695.610	
MEGGITT PLC	24,100	6.430	154,963.000	
G4S PLC	43,500	2.091	90,958.500	
ADMIRAL GROUP PLC	5,550	21.400	118,770.000	
ANTOFAGASTA PLC	11,400	8.680	98,952.000	
STANDARD LIFE ABERDEEN PLC	70,862	3.169	224,561.670	
EXPERIAN PLC	26,154	25.630	670,327.020	
イギリス・ポンド 小計			イギリス・ポンド 51,516,577.330 (7,294,232,184)	
イスラエル・シュケル		株	イスラエル・シュケル	イスラエル・シュケル
ISRAEL DISCOUNT BANK-A	34,500	15.900	548,550.000	

	AZRIELI GROUP LTD	1,000	272.700	272,700.000	
	ISRAEL CHEMICALS LTD	17,600	15.960	280,896.000	
	ELBIT SYSTEMS LTD	600	565.100	339,060.000	
	BANK HAPOALIM BM	30,700	27.650	848,855.000	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	45,200	24.910	1,125,932.000	
	NICE LTD	1,850	520.000	962,000.000	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	4,100	91.000	373,100.000	
イスラエル・シュケル 小計				イスラエル・シュケル 4,751,093.000 (149,944,495)	
オーストラリア・ドル		株	オーストラリア・ドル	オーストラリア・ドル	
	MEDIBANK PRIVATE LTD	78,800	3.260	256,888.000	
	BHP GROUP LTD	83,650	38.230	3,197,939.500	
	SOUTH32 LTD	151,600	2.700	409,320.000	
	ALUMINA LTD	69,300	2.310	160,083.000	
	WOODSIDE PETROLEUM LTD	26,650	34.510	919,691.500	
	FORTESCUE METALS GROUP LTD	42,500	9.730	413,525.000	
	BENDIGO AND ADELAIDE BANK	13,300	10.030	133,399.000	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	79,450	25.890	2,056,960.500	
	WESTPAC BANKING CORP	97,348	24.520	2,386,972.960	
	SANTOS LTD	53,100	8.150	432,765.000	
	AUSNET SERVICES	50,000	1.740	87,000.000	
	AUST AND NZ BANKING GROUP	79,850	24.840	1,983,474.000	
	RIO TINTO LTD	10,500	96.900	1,017,450.000	
	ORIGIN ENERGY LTD	53,500	8.700	465,450.000	
	AURIZON HOLDINGS LTD	60,000	5.780	346,800.000	
	WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	3,400	22.320	75,888.000	
	COLES GROUP LTD	34,545	16.260	561,701.700	
	WISETECH GLOBAL LTD	4,500	27.280	122,760.000	
	OIL SEARCH LTD	38,400	7.440	285,696.000	
	SEEK LTD	9,600	23.190	222,624.000	
	TREASURY WINE ESTATES LTD	20,500	18.700	383,350.000	
	NEWCREST MINING LTD	23,400	30.760	719,784.000	
	INCITEC PIVOT LTD	49,800	3.230	160,854.000	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	50,150	80.820	4,053,123.000	
	CALTEX AUSTRALIA LTD	7,150	34.560	247,104.000	
	ORICA LTD	11,500	23.780	273,470.000	
	QBE INSURANCE GROUP LTD	38,450	12.680	487,546.000	
	CIMIC GROUP LTD	2,800	33.640	94,192.000	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	36,200	39.760	1,439,312.000	
	COCA-COLA AMATIL LTD	13,700	11.380	155,906.000	
	TABCORP HOLDINGS LTD	57,700	4.790	276,383.000	
	CROWN RESORTS LTD	11,600	12.910	149,756.000	
	QANTAS AIRWAYS LTD	24,000	7.300	175,200.000	
	TELSTRA CORP LTD	120,200	3.860	463,972.000	
	AMP LTD	102,000	1.955	199,410.000	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES-CDI	13,350	28.960	386,616.000	
	MACQUARIE GROUP LTD	9,184	138.050	1,267,851.200	
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	17,450	33.920	591,904.000	
	CSL LTD	12,750	283.480	3,614,370.000	
	WESFARMERS LTD	32,300	42.370	1,368,551.000	
	COCHLEAR LTD	1,650	233.990	386,083.500	
	BLUESCOPE STEEL LTD	16,300	14.550	237,165.000	

SUNCORP GROUP LTD	38,257	13.380	511,878.660
BORAL LTD	35,800	5.140	184,012.000
ASX LTD	5,800	81.710	473,918.000
COMPUTERSHARE LTD	13,900	17.730	246,447.000
HARVEY NORMAN HOLDINGS LTD	14,000	4.300	60,200.000
INSURANCE AUSTRALIA GROUP	70,936	7.890	559,685.040
SONIC HEALTHCARE LTD	13,250	30.120	399,090.000
CHALLENGER LTD	17,400	8.140	141,636.000
WORLEY LTD	9,400	15.000	141,000.000
AGL ENERGY LTD	19,000	20.410	387,790.000
BRAMBLES LTD	47,400	12.550	594,870.000
FLIGHT CENTRE TRAVEL GROUP L	1,400	44.030	61,642.000
RAMSAY HEALTH CARE LTD	4,250	72.980	310,165.000
TPG TELECOM LTD	8,700	6.990	60,813.000
REA GROUP LTD	1,600	104.360	166,976.000
MAGELLAN FINANCIAL GROUP LTD	3,800	52.490	199,462.000
オーストラリア・ドル 小計			オーストラリア・ドル 37,167,875.560 (2,759,714,760)
カナダ・ドル	株	カナダ・ドル	カナダ・ドル
IMPERIAL OIL LTD	8,300	33.260	276,058.000
CONSTELLATION SOFTWARE INC	600	1,420.010	852,006.000
PRAIRIESKY ROYALTY LTD	5,996	13.700	82,145.200
RESTAURANT BRANDS INTERN	7,187	87.270	627,209.490
WHEATON PRECIOUS METALS CORP	13,200	36.500	481,800.000
INTACT FINANCIAL CORP	4,050	136.970	554,728.500
BCE INC	4,530	63.940	289,648.200
FRANCO-NEVADA CORP	5,700	130.670	744,819.000
SUNCOR ENERGY INC	44,430	41.430	1,840,734.900
METRO INC/CN	7,700	58.180	447,986.000
NATIONAL BANK OF CANADA	9,500	71.150	675,925.000
BANK OF NOVA SCOTIA	34,600	74.940	2,592,924.000
CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	12,550	115.460	1,449,023.000
TORONTO-DOMINION BANK	51,600	76.590	3,952,044.000
GREAT-WEST LIFECO INC	8,300	33.450	277,635.000
ROYAL BANK OF CANADA	40,550	108.730	4,409,001.500
TC ENERGY CORP	26,150	67.200	1,757,280.000
PEMBINA PIPELINE CORP	14,629	46.380	678,493.020
BOMBARDIER INC-B	62,800	1.970	123,716.000
BARRICK GOLD CORP	51,400	22.180	1,140,052.000
CAE INC	7,900	35.690	281,951.000
THOMSON REUTERS CORP	5,812	92.880	539,818.560
EMPIRE CO LTD 'A'	5,300	35.570	188,521.000
WEST FRASER TIMBER CO LTD	1,600	57.770	92,432.000
CCL INDUSTRIES INC - CL B	4,650	56.810	264,166.500
HYDRO ONE LTD	9,200	25.020	230,184.000
LOBLAW COMPANIES LTD	5,460	71.600	390,936.000
WSP GLOBAL INC	3,000	85.730	257,190.000
PARKLAND FUEL CORP	4,400	47.220	207,768.000
QUEBECOR INC -CL B	5,300	32.940	174,582.000
EMERA INC	7,200	54.620	393,264.000
CANADIAN UTILITIES LTD-A	4,000	39.060	156,240.000
ROGERS COMMUNICATIONS INC-B	10,600	64.420	682,852.000
AGNICO EAGLE MINES LTD	7,200	78.920	568,224.000

STARS GROUP INC/THE	6,300	31.830	200,529.000
ALGONQUIN POWER & UTILITIES	15,000	18.630	279,450.000
AIR CANADA	4,100	50.050	205,205.000
KINROSS GOLD CORP	37,900	5.740	217,546.000
BANK OF MONTREAL	18,000	102.220	1,839,960.000
POWER CORP OF CANADA	9,400	32.240	303,056.000
METHANEX CORP	1,700	49.430	84,031.000
SHOPIFY INC - CLASS A	2,800	445.450	1,247,260.000
NUTRIEN LTD	16,519	62.700	1,035,741.300
AURORA CANNABIS INC	19,800	3.320	65,736.000
CANOPY GROWTH CORP	6,200	24.510	151,962.000
CRONOS GROUP INC	5,500	9.030	49,665.000
KIRKLAND LAKE GOLD LTD	5,800	55.790	323,582.000
CAMECO CORP	10,600	12.100	128,260.000
TELUS CORP	5,400	50.150	270,810.000
POWER FINANCIAL CORP	8,000	32.480	259,840.000
TECK RESOURCES LTD-CLS B	15,100	20.800	314,080.000
CANADIAN TIRE CORP-CLASS A	1,800	154.760	278,568.000
CANADIAN NATURAL RESOURCES	35,100	37.110	1,302,561.000
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	800	600.010	480,008.000
MAGNA INTERNATIONAL INC	9,200	73.180	673,256.000
WESTON (GEORGE) LTD	2,237	108.040	241,685.480
BLACKBERRY LTD	16,000	7.330	117,280.000
SUN LIFE FINANCIAL INC	17,450	60.610	1,057,644.500
ENBRIDGE INC	57,100	50.300	2,872,130.000
BROOKFIELD ASSET MANAGE-CL A	23,950	76.850	1,840,557.500
MANULIFE FINANCIAL CORP	56,000	26.130	1,463,280.000
BAUSCH HEALTH COS INC	9,500	37.520	356,440.000
ENCANA CORP	36,800	5.210	191,728.000
CANADIAN PACIFIC RAILWAY LTD	3,900	314.570	1,226,823.000
IA FINANCIAL CORP INC	3,300	68.000	224,400.000
GILDAN ACTIVEWEAR INC	6,300	39.000	245,700.000
CANADIAN NATL RAILWAY CO	20,450	120.610	2,466,474.500
CGI INC - CLASS A	7,300	110.070	803,511.000
HUSKY ENERGY INC	9,358	9.670	90,491.860
ONEX CORPORATION	2,600	79.100	205,660.000
SHAW COMMUNICATIONS INC-B	13,800	27.450	378,810.000
IGM FINANCIAL INC	2,400	38.200	91,680.000
OPEN TEXT CORP	8,100	57.830	468,423.000
CI FINANCIAL CORP	7,000	20.920	146,440.000
SAPUTO INC	7,100	40.150	285,065.000
FIRST QUANTUM MINERALS LTD	19,300	12.150	234,495.000
ALIMENTATION COUCHE-TARD -B	25,600	43.460	1,112,576.000
FORTIS INC	13,000	52.040	676,520.000
LUNDIN MINING CORP	19,400	7.190	139,486.000
CENOVUS ENERGY INC	31,400	11.740	368,636.000
DOLLARAMA INC	9,000	48.590	437,310.000
ATCO LTD -CLASS I	2,200	50.390	110,858.000
ALTAGAS LTD	7,900	19.700	155,630.000
FIRST CAPITAL REALTY INC	4,800	21.580	103,584.000
KEYERA CORP	6,000	32.410	194,460.000
INTER PIPELINE LTD	12,800	22.000	281,600.000
カナダ・ドル 小計			カナダ・ドル 55,981,843.010

				(4, 625, 219, 869)
シンガポール・ドル		株	シンガポール・ドル	シンガポール・ドル
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	34, 800	25. 820	898, 536. 000
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	49, 700	25. 250	1, 254, 925. 000
	SINGAPORE AIRLINES LTD	14, 970	9. 190	137, 574. 300
	KEPPEL CORP LTD	42, 900	6. 720	288, 288. 000
	UOL GROUP LTD	14, 000	7. 760	108, 640. 000
	CITY DEVELOPMENTS LTD	13, 600	10. 340	140, 624. 000
	CAPITALAND LTD	77, 500	3. 680	285, 200. 000
	YANGZIJIANG SHIPBUILDING	69, 300	1. 030	71, 379. 000
	SINGAPORE PRESS HOLDINGS LTD	51, 400	2. 200	113, 080. 000
	JARDINE CYCLE & CARRIAGE LTD	2, 700	30. 640	82, 728. 000
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	93, 700	10. 780	1, 010, 086. 000
	GENTING SINGAPORE LTD	170, 000	0. 925	157, 250. 000
	VENTURE CORP LTD	8, 600	15. 870	136, 482. 000
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	225, 450	3. 380	762, 021. 000
	SINGAPORE TECH ENGINEERING	44, 000	4. 130	181, 720. 000
	SEMCORP INDUSTRIES LTD	28, 800	2. 190	63, 072. 000
	SATS LTD	19, 600	4. 980	97, 608. 000
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	23, 300	8. 850	206, 205. 000
	COMFORTDELGRO CORP LTD	64, 800	2. 350	152, 280. 000
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	58, 900	4. 090	240, 901. 000
シンガポール・ドル	小計			シンガポール・ドル 6, 388, 599. 300 (512, 429, 550)
スイス・フラン		株	スイス・フラン	スイス・フラン
	DUFREY AG-REG	1, 250	97. 580	121, 975. 000
	UBS GROUP AG-REG	110, 400	12. 120	1, 338, 048. 000
	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	230	620. 500	142, 715. 000
	ADECCO GROUP AG-REG	4, 650	61. 820	287, 463. 000
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	19, 940	308. 200	6, 145, 508. 000
	PARGESA HOLDING SA-BR	1, 100	78. 900	86, 790. 000
	SIKA AG-REG	3, 840	174. 050	668, 352. 000
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	3	85, 300. 000	255, 900. 000
	ABB LTD-REG	53, 800	21. 870	1, 176, 606. 000
	SWISS RE AG	9, 000	108. 300	974, 700. 000
	NESTLE SA-REG	86, 900	103. 920	9, 030, 648. 000
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	520	843. 200	438, 464. 000
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	1, 260	249. 300	314, 118. 000
	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	75, 170	13. 105	985, 102. 850
	JULIUS BAER GROUP LTD	6, 400	47. 080	301, 312. 000
	SGS SA-REG	160	2, 602. 000	416, 320. 000
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	580	239. 200	138, 736. 000
	VIFOR PHARMA AG	1, 300	178. 300	231, 790. 000
	TEMENOS AG - REG	1, 970	151. 700	298, 849. 000
	ALCON INC	12, 430	55. 210	686, 260. 300
	SWATCH GROUP AG/THE-BR	850	280. 000	238, 000. 000
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	4, 472	392. 300	1, 754, 365. 600
	BALOISE HOLDING AG - REG	1, 390	173. 800	241, 582. 000
	CLARIANT AG-REG	5, 700	20. 660	117, 762. 000
	NOVARTIS AG-REG	61, 050	92. 060	5, 620, 263. 000
	BARRY CALLEBAUT AG-REG	70	2, 010. 000	140, 700. 000
	CIE FINANCIERE RICHEMONT-REG	15, 310	76. 160	1, 166, 009. 600

	SWISSCOM AG-REG	770	517.600	398,552.000
	GEBERIT AG-REG	1,130	536.800	606,584.000
	GIVAUDAN-REG	260	2,939.000	764,140.000
	STRAUMANN HOLDING AG-REG	290	962.000	278,980.000
	SONOVA HOLDING AG-REG	1,690	228.300	385,827.000
	LONZA GROUP AG-REG	2,200	339.600	747,120.000
	SWATCH GROUP AG/THE-REG	1,520	53.300	81,016.000
	LAFARGEHOLCIM LTD-REG	14,290	51.560	736,792.400
	SWISS LIFE HOLDING AG-REG	1,040	495.800	515,632.000
	KUEHNE + NAGEL INTL AG-REG	1,670	162.600	271,542.000
	SWISS PRIME SITE-REG	2,330	105.600	246,048.000
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	34	7,625.000	259,250.000
スイス・フラン 小計				スイス・フラン 38,609,822.750 (4,231,250,475)
スウェーデン・ク ローナ		株	スウェーデン・クローナ	スウェーデン・クローナ
	ICA GRUPPEN AB	2,700	418.000	1,128,600.000
	ERICSSON LM-B SHS	85,630	86.300	7,389,869.000
	VOLVO AB-B SHS	41,400	148.050	6,129,270.000
	MILLICOM INTL CELLULAR-SDR	1,800	428.400	771,120.000
	SKF AB-B SHARES	10,550	182.900	1,929,595.000
	ELECTROLUX AB-SER B	6,650	246.100	1,636,565.000
	SWEDISH MATCH AB	4,900	458.700	2,247,630.000
	TELE2 AB-B SHS	15,600	141.300	2,204,280.000
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	48,250	82.120	3,962,290.000
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	46,550	94.000	4,375,700.000
	SWEDBANK AB - A SHARES	26,600	124.700	3,317,020.000
	HENNES & MAURITZ AB-B SHS	23,550	184.840	4,352,982.000
	SKANSKA AB-B SHS	10,250	211.600	2,168,900.000
	SANDVIK AB	33,150	174.150	5,773,072.500
	INVESTOR AB-B SHS	12,700	506.200	6,428,740.000
	ATLAS COPCO AB-A SHS	18,450	350.900	6,474,105.000
	SECURITAS AB-B SHS	9,550	158.800	1,516,540.000
	TELIA CO AB	83,000	41.450	3,440,350.000
	ALFA LAVAL AB	8,800	235.600	2,073,280.000
	ATLAS COPCO AB-B SHS	11,250	309.600	3,483,000.000
	ASSA ABLOY AB-B	29,350	227.400	6,674,190.000
	LUNDBERGS AB-B SHS	2,200	379.600	835,120.000
	LUNDIN PETROLEUM AB	5,250	295.200	1,549,800.000
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	16,850	301.000	5,071,850.000
	BOLIDEN AB	7,800	247.000	1,926,600.000
	EPIROC AB-A	20,650	111.800	2,308,670.000
	EPIROC AB-B	11,600	107.650	1,248,740.000
	HUSQVARNA AB-B SHS	11,450	74.780	856,231.000
	NORDEA BANK ABP	89,700	67.830	6,084,351.000
	KINNEVIK AB - B	7,300	219.300	1,600,890.000
	HEXAGON AB-B SHS	7,200	541.400	3,898,080.000
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	4,600	222.100	1,021,660.000
スウェーデン・クローナ 小計				スウェーデン・クローナ 103,879,090.500 (1,190,454,377)

デンマーク・クローネ		株	デンマーク・クローネ	デンマーク・クローネ
	NOVO NORDISK A/S-B	50,600	381.200	19,288,720.000
	DANSKE BANK A/S	18,400	91.560	1,684,704.000
	ISS A/S	4,400	155.650	684,860.000
	AP MOELLER-MAERSK A/S-A	95	8,805.000	836,475.000
	H LUNDBECK A/S	1,700	259.800	441,660.000
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	5,600	645.400	3,614,240.000
	CARLSBERG AS-B	3,000	975.600	2,926,800.000
	NOVOZYMES A/S-B SHARES	6,400	324.000	2,073,600.000
	COLOPLAST-B	3,350	801.200	2,684,020.000
	DSV PANALPINA A/S	6,210	738.400	4,585,464.000
	DEMANT A/S	3,425	207.500	710,687.500
	AP MOLLER-MAERSK A/S-B	200	9,478.000	1,895,600.000
	TRYG A/S	3,300	195.000	643,500.000
	PANDORA A/S	3,150	273.000	859,950.000
	CHR HANSEN HOLDING A/S	3,050	515.000	1,570,750.000
	GENMAB A/S	1,950	1,580.000	3,081,000.000
ORSTED A/S	5,500	625.000	3,437,500.000	
デンマーク・クローネ 小計				デンマーク・クローネ 51,019,530.500 (824,985,808)
ニュージーランド・ドル		株	ニュージーランド・ドル	ニュージーランド・ドル
	MERIDIAN ENERGY LTD	34,500	4.710	162,495.000
	MERCURY NZ LTD	23,000	4.800	110,400.000
	A2 MILK CO LTD	21,400	15.520	332,128.000
	SPARK NEW ZEALAND LTD	52,689	4.540	239,208.060
	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	29,400	9.030	265,482.000
	FLETCHER BUILDING LTD	20,100	5.230	105,123.000
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	18,700	22.150	414,205.000
RYMAN HEALTHCARE LTD	11,800	15.100	178,180.000	
ニュージーランド・ドル 小計				ニュージーランド・ドル 1,807,221.060 (127,644,023)
ノルウェー・クローネ		株	ノルウェー・クローネ	ノルウェー・クローネ
	NORSK HYDRO ASA	41,700	32.600	1,359,420.000
	DNB ASA	28,100	154.800	4,349,880.000
	ORKLA ASA	21,950	89.260	1,959,257.000
	TELENOR ASA	20,800	168.200	3,498,560.000
	EQUINOR ASA	27,973	169.800	4,749,815.400
	YARA INTERNATIONAL ASA	4,960	347.500	1,723,600.000
	MOWI ASA	12,850	228.600	2,937,510.000
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	5,550	173.450	962,647.500
	SCHIBSTED ASA-B SHS	3,100	237.600	736,560.000
AKER BP ASA	2,900	264.300	766,470.000	
ノルウェー・クローネ 小計				ノルウェー・クローネ 23,043,719.900 (274,220,267)
ユーロ		株	ユーロ	ユーロ
	BAYER AG-REG	26,820	68.700	1,842,534.000
	EVONIK INDUSTRIES AG	5,300	26.340	139,602.000
	DEUTSCHE BANK AG-REGISTERED	59,350	6.544	388,386.400
COMMERZBANK AG	28,135	5.261	148,018.230	

VOLKSWAGEN AG	890	173. 150	154, 103. 500
VOLKSWAGEN AG-PREF	5, 270	175. 480	924, 779. 600
SIEMENS AG-REG	21, 750	117. 120	2, 547, 360. 000
E. ON SE	64, 200	9. 498	609, 771. 600
UNIPER SE	5, 950	29. 300	174, 335. 000
BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	9, 850	73. 300	722, 005. 000
GEA GROUP AG	4, 500	29. 170	131, 265. 000
CONTINENTAL AG	3, 170	118. 600	375, 962. 000
BASF SE	26, 170	68. 220	1, 785, 317. 400
ALLIANZ SE-REG	12, 040	217. 350	2, 616, 894. 000
THYSSENKRUPP AG	11, 450	11. 380	130, 301. 000
HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	5, 200	95. 880	498, 576. 000
RWE AG	16, 250	26. 910	437, 287. 500
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	6, 650	17. 220	114, 513. 000
FRAPORT AG FRANKFURT AIRPORT	1, 180	77. 320	91, 237. 600
BRENTAG AG	4, 700	48. 410	227, 527. 000
FRESENIUS SE & CO KGAA	12, 200	49. 640	605, 608. 000
UNITED INTERNET AG-REG SHARE	3, 320	30. 750	102, 090. 000
HOCHTIEF AG	710	111. 500	79, 165. 000
SAP SE	27, 992	123. 480	3, 456, 452. 160
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	4, 160	260. 600	1, 084, 096. 000
ZALANDO SE	3, 550	39. 100	138, 805. 000
HEIDELBERGCEMENT AG	4, 500	67. 100	301, 950. 000
KION GROUP AG	1, 850	60. 220	111, 407. 000
WIRECARD AG	3, 470	119. 800	415, 706. 000
COVESTRO AG	5, 200	42. 500	221, 000. 000
SARTORIUS AG-VORZUG	1, 050	191. 300	200, 865. 000
PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PRF	4, 650	67. 180	312, 387. 000
DELIVERY HERO SE	3, 200	48. 000	153, 600. 000
CARL ZEISS MEDITEC AG - BR	1, 250	111. 000	138, 750. 000
METRO AG	5, 000	14. 625	73, 125. 000
AROUNDTOWN SA	27, 100	7. 882	213, 602. 200
SIEMENS HEALTHINEERS AG	4, 500	44. 020	198, 090. 000
KNORR-BREMSE AG	1, 450	88. 280	128, 006. 000
BEIERSDORF AG	3, 090	105. 850	327, 076. 500
FUCHS PETROLUB SE -PREF	1, 950	39. 200	76, 440. 000
MERCK KGAA	3, 750	106. 000	397, 500. 000
ADIDAS AG	5, 120	282. 750	1, 447, 680. 000
PUMA SE	2, 360	68. 200	160, 952. 000
HENKEL AG & CO KGAA	3, 100	87. 800	272, 180. 000
DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	95, 950	15. 236	1, 461, 894. 200
FRESENIUS MEDICAL CARE AG &	6, 270	66. 560	417, 331. 200
DAIMLER AG-REGISTERED SHARES	26, 100	51. 200	1, 336, 320. 000
QIAGEN N. V.	6, 498	38. 860	252, 512. 280
INFINEON TECHNOLOGIES AG	37, 150	19. 388	720, 264. 200
HANNOVER RUECK SE	1, 730	168. 500	291, 505. 000
DEUTSCHE POST AG-REG	29, 200	33. 840	988, 128. 000
DEUTSCHE BOERSE AG	5, 640	139. 250	785, 370. 000
LANXESS AG	2, 500	60. 500	151, 250. 000
MTU AERO ENGINES AG	1, 530	245. 900	376, 227. 000
DEUTSCHE WOHNEN SE	10, 600	35. 450	375, 770. 000
SYMRISE AG	3, 920	88. 040	345, 116. 800
TELEFONICA DEUTSCHLAND HOLDI	26, 300	2. 771	72, 877. 300
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PRF	1, 550	56. 000	86, 800. 000

VONOVIA SE	15,300	47.290	723,537.000
KONINKLIJKE PHILIPS NV	26,426	42.145	1,113,723.770
NN GROUP NV	9,050	34.840	315,302.000
ARCELORMITTAL	20,300	15.528	315,218.400
HEINEKEN NV	7,600	94.040	714,704.000
AEGON NV	53,644	4.092	219,511.240
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N	33,633	23.385	786,507.700
AKZO NOBEL N.V.	6,538	86.920	568,282.960
KONINKLIJKE DSM NV	5,300	116.300	616,390.000
WOLTERS KLUWER	8,300	65.160	540,828.000
ING GROEP NV	111,050	10.444	1,159,806.200
KONINKLIJKE KPN NV	100,950	2.796	282,256.200
ASML HOLDING NV	12,060	247.000	2,978,820.000
ABN AMRO BANK NV-CVA	11,700	15.490	181,233.000
GALAPAGOS NV	1,300	178.850	232,505.000
ADYEN NV	300	696.200	208,860.000
UNILEVER NV	41,600	53.800	2,238,080.000
PROSUS NV	14,500	61.870	897,115.000
VOPAK	1,900	48.390	91,941.000
RANDSTAD NV	3,200	52.860	169,152.000
HEINEKEN HOLDING NV	3,400	87.000	295,800.000
ALTICE EUROPE NV	20,500	5.402	110,741.000
JCDECAUX SA	1,900	26.000	49,400.000
TOTAL SA	67,950	47.640	3,237,138.000
MICHELIN (CGDE)	5,000	108.900	544,500.000
AIR LIQUIDE SA	13,477	123.050	1,658,344.850
KERING	2,180	546.700	1,191,806.000
SCHNEIDER ELECTRIC SE	15,650	87.600	1,370,940.000
BOUYGUES SA	6,700	37.080	248,436.000
BNP PARIBAS	32,050	50.970	1,633,588.500
PEUGEOT SA	17,550	21.920	384,696.000
NATIXIS	29,550	3.793	112,083.150
THALES SA	3,230	88.920	287,211.600
DANONE	17,600	74.720	1,315,072.000
CARREFOUR SA	17,000	14.980	254,660.000
SUEZ	9,925	13.435	133,342.370
VIVENDI	26,891	24.920	670,123.720
L'OREAL	7,170	258.700	1,854,879.000
COMPAGNIE DE SAINT GOBAIN	14,550	36.750	534,712.500
LEGRAND SA	8,017	71.680	574,658.560
CASINO GUICHARD PERRACHON	1,550	39.940	61,907.000
PERNOD RICARD SA	6,087	166.700	1,014,702.900
EURAZEO SE	1,254	61.850	77,559.900
SOCIETE GENERALE SA	22,050	28.560	629,748.000
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	7,930	407.300	3,229,889.000
ACCOR SA	5,350	38.830	207,740.500
CAPGEMINI SE	4,770	107.350	512,059.500
VALEO SA	7,150	35.760	255,684.000
PUBLICIS GROUPE	6,400	39.940	255,616.000
BUREAU VERITAS SA	8,800	23.760	209,088.000
EIFFAGE	2,340	99.100	231,894.000
SODEXO SA	2,700	105.800	285,660.000
IPSEN	1,150	102.500	117,875.000
INGENICO GROUP	1,800	96.860	174,348.000

AMUNDI SA	1,700	68.700	116,790.000
TELEPERFORMANCE	1,770	215.000	380,550.000
UBISOFT ENTERTAINMENT	2,450	55.100	134,995.000
FAURECIA	2,250	48.140	108,315.000
EUROFINS SCIENTIFIC	320	476.600	152,512.000
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	800	144.100	115,280.000
SEB SA	650	141.000	91,650.000
ESSILORLUXOTTICA	8,300	141.000	1,170,300.000
DASSAULT AVIATION SA	80	1,235.000	98,800.000
WORLDFLINE SA	2,364	58.750	138,885.000
AXA SA	55,350	24.695	1,366,868.250
EDENRED	6,900	45.050	310,845.000
RENAULT SA	5,800	43.455	252,039.000
HERMES INTERNATIONAL	900	680.000	612,000.000
STMICROELECTRONICS NV	19,950	22.300	444,885.000
REMY COINTREAU	630	116.900	73,647.000
ATOS SE	2,960	77.080	228,156.800
DASSAULT SYSTEMES SA	3,980	143.000	569,140.000
WENDEL	780	122.300	95,394.000
ORANGE	58,300	15.000	874,500.000
ALSTOM	4,450	39.580	176,131.000
CNP ASSURANCES	4,850	17.920	86,912.000
SANOFI	31,875	84.510	2,693,756.250
VINCI SA	14,550	98.980	1,440,159.000
AIRBUS SE	16,550	133.400	2,207,770.000
VEOLIA ENVIRONNEMENT	16,450	23.240	382,298.000
CREDIT AGRICOLE SA	34,300	12.415	425,834.500
BIOMERIEUX	1,150	82.050	94,357.500
ENGIE	52,123	14.360	748,486.280
EDF	17,050	9.324	158,974.200
SES	11,000	12.045	132,495.000
SAFRAN SA	9,320	148.450	1,383,554.000
ILIAD SA	740	115.550	85,507.000
ARKEMA	1,920	94.060	180,595.200
ADP	910	177.500	161,525.000
EUTELSAT COMMUNICATIONS	4,700	14.890	69,983.000
SCOR SE	4,950	38.990	193,000.500
GETLINK SE	12,400	15.310	189,844.000
BOLLORE	24,100	3.880	93,508.000
UCB SA	3,550	73.560	261,138.000
KBC GROUP NV	7,450	66.140	492,743.000
COLRUYT SA	1,600	47.000	75,200.000
GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	2,200	92.100	202,620.000
SOLVAY SA	2,200	104.000	228,800.000
UMICORE	5,800	38.980	226,084.000
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	21,600	71.870	1,552,392.000
AGEAS	5,240	54.480	285,475.200
PROXIMUS	4,100	27.380	112,258.000
TELENET GROUP HOLDING NV	1,450	40.960	59,392.000
PRYSMIAN SPA	6,850	20.690	141,726.500
ASSICURAZIONI GENERALI	31,543	18.530	584,491.790
MEDIOBANCA SPA	17,065	10.150	173,209.750
TENARIS SA	13,300	9.652	128,371.600
UNICREDIT SPA	57,656	12.562	724,274.670

TELECOM ITALIA SPA	262,982	0.568	149,426.370
TELECOM ITALIA-RSP	171,950	0.559	96,120.050
INTESA SANPAOLO	426,237	2.300	980,558.210
ATLANTIA SPA	14,657	20.120	294,898.840
POSTE ITALIANE SPA	16,000	10.590	169,440.000
MONCLER SPA	5,150	39.770	204,815.500
RECORDATI SPA	3,050	38.070	116,113.500
ENI SPA	72,500	13.714	994,265.000
DAVIDE CAMPARI-MILANO SPA	16,200	8.285	134,217.000
PIRELLI & C SPA	11,000	5.150	56,650.000
LEONARDO SPA	10,975	10.615	116,499.620
ENEL SPA	230,734	6.856	1,581,912.300
SNAM SPA	61,600	4.512	277,939.200
TERNA SPA	42,800	5.830	249,524.000
EXOR NV	3,230	69.440	224,291.200
CNH INDUSTRIAL NV	29,800	9.728	289,894.400
FINECOBANK SPA	18,000	11.260	202,680.000
FIAT CHRYSLER AUTOMOBILES NV	32,350	13.420	434,137.000
FERRARI NV	3,495	153.400	536,133.000
TELEFONICA SA	132,027	6.952	917,851.700
ENDESA SA	9,250	24.680	228,290.000
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	191,012	4.781	913,323.870
IBERDROLA SA	170,334	8.928	1,520,741.950
BANCO DE SABADELL SA	160,109	1.007	161,229.760
BANKINTER SA	18,300	6.348	116,168.400
REPSOL SA	41,800	14.290	597,322.000
GRIFOLS SA	8,500	31.010	263,585.000
BANCO SANTANDER SA	477,250	3.537	1,688,033.250
AMADEUS IT GROUP SA	12,350	72.300	892,905.000
NATURGY ENERGY GROUP SA	9,400	23.600	221,840.000
MAPFRE SA	30,650	2.559	78,433.350
CAIXABANK SA	109,300	2.679	292,814.700
ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	7,876	35.330	278,259.080
AENA SME SA	2,000	166.700	333,400.000
CELLNEX TELECOM SA	5,800	39.000	226,200.000
INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL	32,300	28.260	912,798.000
SIEMENS GAMESA RENEWABLE ENE	6,650	14.485	96,325.250
ENAGAS SA	6,900	22.610	156,009.000
RED ELECTRICA CORPORACION SA	12,550	17.750	222,762.500
FERROVIAL SA	14,200	26.950	382,690.000
BANKIA SA	30,105	1.758	52,939.640
UPM-KYMMENE OYJ	15,600	30.320	472,992.000
NOKIA OYJ	158,500	3.211	509,022.750
WARTSILA OYJ ABP	12,000	9.136	109,632.000
STORA ENSO OYJ-R SHS	17,050	12.200	208,010.000
METSO OYJ	2,800	34.800	97,440.000
ELISA OYJ	4,150	48.510	201,316.500
SAMPO OYJ-A SHS	12,500	36.700	458,750.000
FORTUM OYJ	13,850	21.390	296,251.500
KONE OYJ-B	9,900	56.820	562,518.000
NOKIAN RENKAAT OYJ	3,650	24.560	89,644.000
NESTE OYJ	12,050	30.680	369,694.000
ORION OYJ-CLASS B	2,750	39.500	108,625.000
VERBUND AG	2,000	47.180	94,360.000

OMV AG	4,450	51.740	230,243.000
ERSTE GROUP BANK AG	8,700	32.500	282,750.000
VOESTALPINE AG	2,850	24.050	68,542.500
RAIFFEISEN BANK INTERNATIONA	3,400	21.310	72,454.000
ANDRITZ AG	2,100	35.400	74,340.000
SMURFIT KAPPA GROUP PLC	6,800	32.200	218,960.000
AIB GROUP PLC	23,000	2.970	68,310.000
BANK OF IRELAND GROUP PLC	27,460	4.560	125,217.600
KINGSPAN GROUP PLC	4,400	48.920	215,248.000
JERONIMO MARTINS	6,000	14.495	86,970.000
EDP-ENERGIAS DE PORTUGAL SA	74,700	3.670	274,149.000
GALP ENERGIA SGPS SA	13,950	14.775	206,111.250
KERRY GROUP PLC-A	4,570	116.400	531,948.000
CRH PLC	23,100	34.730	802,263.000
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC	2,200	104.000	228,800.000
ユーロ 小計			ユーロ 118,633,771.920 (14,338,077,674)
香港・ドル	株	香港・ドル	香港・ドル
POWER ASSETS HOLDINGS LTD	40,500	54.450	2,205,225.000
GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	65,000	51.200	3,328,000.000
MTR CORP	45,500	43.900	1,997,450.000
SUN HUNG KAI PROPERTIES	45,500	113.900	5,182,450.000
SINO LAND CO	90,000	11.740	1,056,600.000
CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	77,169	71.100	5,486,715.900
SWIRE PACIFIC LTD - CL A	15,500	70.450	1,091,975.000
CLP HOLDINGS LTD	47,000	80.700	3,792,900.000
HENDERSON LAND DEVELOPMENT	43,507	37.650	1,638,038.550
HONG KONG & CHINA GAS	290,199	14.920	4,329,769.080
HANG SENG BANK LTD	22,500	159.600	3,591,000.000
WHEELOCK & CO LTD	24,000	48.650	1,167,600.000
NEW WORLD DEVELOPMENT	183,000	10.220	1,870,260.000
WH GROUP LTD	295,000	8.040	2,371,800.000
HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	33,700	247.200	8,330,640.000
HANG LUNG PROPERTIES LTD	57,000	16.040	914,280.000
ASM PACIFIC TECHNOLOGY	9,300	102.200	950,460.000
YUE YUEN INDUSTRIAL HLDG	19,000	23.150	439,850.000
NWS HOLDINGS LTD	42,500	10.500	446,250.000
KERRY PROPERTIES LTD	17,500	25.250	441,875.000
BANK OF EAST ASIA LTD	36,640	17.660	647,062.400
SJM HOLDINGS LTD	58,000	7.980	462,840.000
SWIRE PROPERTIES LTD	32,600	24.350	793,810.000
CK ASSET HOLDINGS LTD	74,169	52.050	3,860,496.450
CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS L	20,000	53.000	1,060,000.000
PCCW LTD	117,000	4.720	552,240.000
AIA GROUP LTD	373,000	78.400	29,243,200.000
WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	36,000	43.450	1,564,200.000
VITASOY INTL HOLDINGS LTD	22,000	30.100	662,200.000
BUDWEISER BREWING CO APAC LT	34,400	27.900	959,760.000
SANDS CHINA LTD	72,000	37.000	2,664,000.000
TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD	41,000	58.850	2,412,850.000
BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	107,500	26.600	2,859,500.000
WYNN MACAU LTD	42,000	17.220	723,240.000

香港・ドル 小計			香港・ドル 99,098,537.380 (1,388,370,509)
合計			121,306,145,522 [121,306,145,522]

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ドル	AVALONBAY COMMUNITIES INC	3,867	829,123.470	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	8,887	1,343,803.270	
		BOSTON PROPERTIES INC	4,250	588,795.000	
		VORNADO REALTY TRUST	5,097	329,113.290	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	3,150	744,880.500	
		EQUITY RESIDENTIAL	10,700	910,570.000	
		EQUINIX INC	2,288	1,296,952.800	
		AMERICAN TOWER CORP	12,450	2,664,673.500	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	21,943	383,783.070	
		KIMCO REALTY CORP	12,600	272,412.000	
		INVITATION HOMES INC	12,700	387,731.000	
		VICI PROPERTIES INC	13,500	333,855.000	
		VENTAS INC	10,500	612,255.000	
		WEYERHAEUSER CO	21,164	624,549.640	
		AGNC INVESTMENT CORP	15,300	264,996.000	
		CROWN CASTLE INTL CORP	11,750	1,570,505.000	
		IRON MOUNTAIN INC	8,210	263,705.200	
		VEREIT INC	29,300	285,968.000	
		SUN COMMUNITIES INC	2,750	452,952.500	
		PROLOGIS INC	17,812	1,630,688.600	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	3,070	498,936.400	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	2,900	323,495.000	
		DUKE REALTY CORP	10,200	358,836.000	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	1,950	608,751.000	
		FEDERAL REALTY INVS TRUST	2,200	290,554.000	
		WELLTOWER INC	11,450	968,326.500	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	14,350	500,528.000	
		LIBERTY PROPERTY TRUST	4,400	271,128.000	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	3,250	442,357.500	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	4,800	355,584.000	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT IN	43,700	407,721.000	
		NATIONAL RETAIL PROPERTIES	4,550	253,617.000	
		REALTY INCOME CORP	8,900	682,007.000	
		PUBLIC STORAGE	4,370	920,671.600	
REGENCY CENTERS CORP	4,950	321,948.000			
SL GREEN REALTY CORP	2,400	204,792.000			
UDR INC	8,100	389,205.000			
WP CAREY INC	5,100	425,442.000			
OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	6,400	268,992.000			
DIGITAL REALTY TRUST INC	6,050	731,747.500			
EXTRA SPACE STORAGE INC	3,750	397,687.500			
MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	13,000	269,880.000			
	アメリカ・ドル 小計			アメリカ・ドル 25,683,519.840 (2,816,968,456)	

イギリス・ポンド			イギリス・ポンド
	LAND SECURITIES GROUP PLC	21,662	207,608.600
	SEGRO PLC	33,150	296,361.000
	BRITISH LAND CO PLC	25,550	147,065.800
イギリス・ポンド 小計			イギリス・ポンド 651,035.400 (92,180,102)
オーストラリア・ドル			オーストラリア・ドル
	LENLEASE GROUP	17,000	328,270.000
	TRANSURBAN GROUP	76,500	1,174,275.000
	SYDNEY AIRPORT	33,300	305,694.000
	APA GROUP	35,800	393,800.000
	SCENTRE GROUP	153,922	606,452.680
	DEXUS	33,150	405,424.500
	GPT GROUP	56,160	345,384.000
	MIRVAC GROUP	111,600	376,092.000
	STOCKLAND	72,000	363,600.000
	GOODMAN GROUP	50,100	742,482.000
	VICINITY CENTRES	99,273	266,051.640
オーストラリア・ドル 小計			オーストラリア・ドル 5,307,525.820 (394,083,792)
カナダ・ドル			カナダ・ドル
	SMARTCENTRES REAL ESTATE INV	2,100	67,263.000
	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	2,400	133,056.000
	H&R REAL ESTATE INV-REIT UTS	3,700	79,846.000
	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	4,700	127,558.000
カナダ・ドル 小計			カナダ・ドル 407,723.000 (33,686,074)
シンガポール・ドル			シンガポール・ドル
	CAPITALAND COMMERCIAL TRUST	79,600	159,996.000
	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	76,000	226,480.000
	CAPITALAND MALL TRUST	77,200	194,544.000
	SUNTEC REIT	63,000	115,920.000
	MAPLE TREE COMMERCIAL TRUST	65,500	154,580.000
シンガポール・ドル 小計			シンガポール・ドル 851,520.000 (68,300,419)
ユーロ			ユーロ
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	3,950	560,505.000
	ICADE	950	86,307.500
	GECINA SA	1,400	219,520.000
	KLEPIERRE	6,250	203,562.500
	COVIVIO	1,270	127,508.000
ユーロ 小計			ユーロ 1,197,403.000 (144,718,127)
香港・ドル			香港・ドル
	LINK REIT	62,500	5,000,000.000
	HK ELECTRIC INVESTMENTS -SS	75,000	575,250.000
	HKT TRUST AND HKT LTD-SS	107,000	1,228,360.000

	香港・ドル 小計		香港・ドル 6,803,610,000 (95,318,576)
投資証券	合計		3,645,255,546 [3,645,255,546]
合計			3,645,255,546 [3,645,255,546]

投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における [] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	株式 612 銘柄 投資証券 42 銘柄	96.7%	3.3%	69.1%
イギリス・ポンド	株式 93 銘柄 投資証券 3 銘柄	98.8%	1.2%	5.9%
イスラエル・シケル	株式 8 銘柄	100%	-%	0.1%
オーストラリア・ドル	株式 58 銘柄 投資証券 11 銘柄	87.5%	12.5%	2.5%
カナダ・ドル	株式 86 銘柄 投資証券 4 銘柄	99.3%	0.7%	3.7%
シンガポール・ドル	株式 20 銘柄 投資証券 5 銘柄	88.2%	11.8%	0.5%
スイス・フラン	株式 39 銘柄	100%	-%	3.4%
スウェーデン・クローナ	株式 32 銘柄	100%	-%	1.0%
デンマーク・クローネ	株式 17 銘柄	100%	-%	0.7%
ニュージーランド・ドル	株式 8 銘柄	100%	-%	0.1%
ノルウェー・クローネ	株式 10 銘柄	100%	-%	0.2%
ユーロ	株式 235 銘柄 投資証券 5 銘柄	99.0%	1.0%	11.6%
香港・ドル	株式 34 銘柄 投資証券 3 銘柄	93.6%	6.4%	1.2%

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表 (デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2019年12月3日から2020年6月2日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2020年7月2日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 深井 康治 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているiFree外国株式インデックス（為替ヘッジなし）の2019年12月3日から2020年6月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、iFree外国株式インデックス（為替ヘッジなし）の2020年6月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2019年12月3日から2020年6月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

i F r e e 外国株式インデックス (為替ヘッジなし)

(1) 中間貸借対照表

	当中間計算期間末 2020年6月2日現在	
	金額 (円)	
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		8,538,956
親投資信託受益証券		4,086,924,449
流動資産合計		4,095,463,405
資産合計		4,095,463,405
負債の部		
流動負債		
未払解約金		4,564,822
未払受託者報酬		375,639
未払委託者報酬		3,193,158
その他未払費用		93,849
流動負債合計		8,227,468
負債合計		8,227,468
純資産の部		
元本等		
元本	※1	2,860,063,183
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 (△)		1,227,172,754
(分配準備積立金)		339,592,765
元本等合計		4,087,235,937
純資産合計		4,087,235,937
負債純資産合計		4,095,463,405

(2) 中間損益及び剰余金計算書

	当中間計算期間 自 2019年12月3日 至 2020年6月2日
	金額(円)
営業収益	
受取利息	7
有価証券売買等損益	△169,193,040
営業収益合計	△169,193,033
営業費用	
支払利息	1,213
受託者報酬	375,639
委託者報酬	3,193,158
その他費用	93,852
営業費用合計	3,663,862
営業損失(△)	△172,856,895
経常損失(△)	△172,856,895
中間純損失(△)	△172,856,895
一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	△20,208,149
期首剰余金又は期首欠損金(△)	1,086,992,496
剰余金増加額又は欠損金減少額	408,066,757
中間追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	408,066,757
剰余金減少額又は欠損金増加額	115,237,753
中間一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	115,237,753
中間剰余金又は中間欠損金(△)	1,227,172,754

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当中間計算期間 自 2019年12月3日 至 2020年6月2日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区 分	当中間計算期間末 2020年6月2日現在
1. ※1 期首元本額	2,054,915,067 円
期中追加設定元本額	1,024,266,288 円
期中一部解約元本額	219,118,172 円
2. 中間計算期間末日における 受益権の総数	2,860,063,183 口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	当中間計算期間 自 2019年12月3日 至 2020年6月2日
	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区 分	当中間計算期間末 2020年6月2日現在
1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末 2020年6月2日現在
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	当中間計算期間末 2020年6月2日現在
1口当たり純資産額	1.4291円
(1万口当たり純資産額)	(14,291円)

(参考)

当ファンドは、「外国株式インデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの中間計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「外国株式インデックスマザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2020年6月2日現在	
	金額(円)	
資産の部		
流動資産		
預金		3,868,022,640
コール・ローン		237,006,614
株式		126,566,776,250
投資証券		3,481,840,353
派生商品評価勘定		45,646,583
未収入金		712,083,478
未収配当金		194,135,201
差入委託証拠金		818,327,952
流動資産合計		135,923,839,071
資産合計		135,923,839,071
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		756,920
未払金		4,427,407,771
未払株式払込金		1,994,766
未払解約金		60,657,900
その他未払費用		8,070
流動負債合計		4,490,825,427
負債合計		4,490,825,427
純資産の部		
元本等		
元本	※1	51,268,122,664
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)		80,164,890,980
元本等合計		131,433,013,644
純資産合計		131,433,013,644
負債純資産合計		135,923,839,071

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 2019年12月3日 至 2020年6月2日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2) 投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>(1) 先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2) 為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、株式及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p>

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。
----------------------------	--

(貸借対照表に関する注記)

区 分	2020年6月2日現在
1. ※1 期首	2019年12月3日
期首元本額	48,893,612,273円
期中追加設定元本額	9,835,050,752円
期中一部解約元本額	7,460,540,361円
期末元本額の内訳	
ファンド名	
ダイワ外国株式インデックスVA	452,693,218円
ダイワ国内重視バランスファンド30VA(一般投資家私募)	10,677,933円
ダイワ国内重視バランスファンド50VA(一般投資家私募)	131,184,690円
ダイワ国際分散バランスファンド30VA(一般投資家私募)	16,165,872円
ダイワ国際分散バランスファンド50VA(一般投資家私募)	449,875,840円
外国株式インデックスファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用)	16,856,499円
ダイワファンドラップ 外国株式インデックス エマージングプラス(為替ヘッジなし)	569,653,991円
ダイワファンドラップ 外国株式インデックス(為替ヘッジなし)	2,236,531,410円
ダイワファンドラップオンライン 外国株式インデックス エマージングプラス(為替ヘッジなし)	656,514,437円
D-I's 外国株式インデックス	8,029,137円
DCダイワ・ターゲットイヤ	6,185,795円

ー2050	
iFree 外国株式インデックス (為替ヘッジなし)	1,594,213,001 円
iFree 8資産バランス	980,707,358 円
iFree 年金バランス	37,465,160 円
DCダイワ外国株式インデックス	32,416,968,842 円
ダイワ・ライフ・バランス30	640,272,948 円
ダイワ・ライフ・バランス50	992,831,299 円
ダイワ・ライフ・バランス70	751,156,892 円
大和DC海外株式インデックスファンド	1,565,816,969 円
DCダイワ・ターゲットイヤー2020	2,790,889 円
DCダイワ・ターゲットイヤー2030	14,008,614 円
DCダイワ・ターゲットイヤー2040	7,399,230 円
ダイワつみたてインデックス外国株式	323,852,904 円
ダイワつみたてインデックスバランス30	2,497,968 円
ダイワつみたてインデックスバランス50	1,866,539 円
ダイワつみたてインデックスバランス70	2,548,314 円
ダイワ世界バランスファンド40VA	190,797,000 円
ダイワ世界バランスファンド60VA	324,847,363 円
ダイワ・バランスファンド35VA	2,705,317,784 円
ダイワ・バランスファンド25VA (適格機関投資家専用)	140,083,519 円
ダイワ・インデックスセレクト 外国株式	789,748,770 円
ダイワ・ノーロード 外国株式ファンド	188,788,588 円
ダイワ外国株式インデックス (為替ヘッジなし) (ダイワSMA専用)	118,649,435 円
ダイワ投信倶楽部外国株式インデックス	2,775,331,676 円
ダイワライフスタイル25	20,224,941 円
ダイワライフスタイル50	70,809,656 円
ダイワライフスタイル75	54,758,183 円
計	51,268,122,664 円
2. 期末日における受益権の総数	51,268,122,664 口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区 分	2020年6月2日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

1. 株式関連

種 類	2020年6月2日 現在			評価損益 (円)
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	
市場取引				
株価指数 先物取引				
買 建	1,405,597,798	—	1,450,810,271	45,212,473
合計	1,405,597,798	—	1,450,810,271	45,212,473

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は期末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

2. 通貨関連

種 類	2020年6月2日 現在			評価損益 (円)
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	
市場取引以外の取引				

為替予約取引				
買 建	204, 591, 810	—	204, 269, 000	△322, 810
アメリカ・ドル	204, 591, 810	—	204, 269, 000	△322, 810
合計	204, 591, 810	—	204, 269, 000	△322, 810

(注) 1. 時価の算定方法

- (1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
- ① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- (2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
 3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2020年6月2日現在
1口当たり純資産額	2.5636円
(1万口当たり純資産額)	(25,636円)

2 ファンドの現況

純資産額計算書

2020年6月30日

I	資産総額	4,308,476,009円
II	負債総額	3,957,535円
III	純資産総額（I－II）	4,304,518,474円
IV	発行済数量	2,982,347,375口
V	1単位当たり純資産額（III／IV）	1.4433円

（参考）外国株式インデックスマザーファンド

純資産額計算書

2020年6月30日

I	資産総額	132,359,198,705円
II	負債総額	152,248,171円
III	純資産総額（I－II）	132,206,950,534円
IV	発行済数量	51,053,723,244口
V	1単位当たり純資産額（III／IV）	2.5896円

第4 内国投資信託受益証券事務の概要

- (1) 名義書換えの手続き等
該当事項はありません。
- (2) 受益者に対する特典
ありません。
- (3) 譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。
- (4) 受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- (5) 受益権の譲渡
 - ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
 - ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- (6) 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- (7) 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。
- (8) 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部 委託会社等の情報

第1 委託会社等の概況

1 委託会社等の概況

a. 資本金の額

2020年6月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

② 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. 商品会議

ファンド設立時に経営会議の分科会である商品会議を開催し、ファンドの新規設定を決定します。

ロ. 商品担当役員

商品担当役員は、ファンド設立の趣旨に沿って、各ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を決定します。

ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ. 運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

・運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2 事業の内容及び営業の概況

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2020年6月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	51	85,644
追加型株式投資信託	697	16,490,066
株式投資信託 合計	748	16,575,710
単位型公社債投資信託	28	93,923
追加型公社債投資信託	14	1,453,222
公社債投資信託 合計	42	1,547,145
総合計	790	18,122,855

3 委託会社等の経理状況

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。
3. 財務諸表の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小倉 加奈子 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 間瀬 友未 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 深井 康治 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社（旧社名 大和証券投資信託委託株式会社）の2019年4月1日から2020年3月31日までの第61期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社（旧社名 大和証券投資信託委託株式会社）の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 貸借対照表

(単位:百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	28,489	2,741
有価証券	554	22,167
前払費用	214	205
未収委託者報酬	11,468	10,847
未収収益	98	63
その他	56	62
流動資産計	40,882	36,088
固定資産		
有形固定資産	※1	※1
建物	206	217
器具備品	10	7
無形固定資産	195	209
ソフトウェア	2,821	2,362
ソフトウェア仮勘定	2,804	2,028
投資その他の資産	17	333
投資有価証券	12,799	15,844
関係会社株式	8,493	9,153
出資金	1,836	3,972
長期差入保証金	183	183
繰延税金資産	1,070	1,069
その他	1,183	1,431
固定資産計	31	33
資産合計	15,827	18,424
	56,709	54,512

(単位:百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	75	69
未払金	8,548	7,573
未払収益分配金	15	14
未払償還金	40	39
未払手数料	4,610	3,988
その他未払金	※2 3,882	※2 3,530
未払費用	3,735	3,830
未払法人税等	726	656
未払消費税等	255	590
賞与引当金	725	688
その他	2	5
流動負債計	14,070	13,414
固定負債		
退職給付引当金	2,389	2,574
役員退職慰労引当金	103	88
その他	2	5
固定負債計	2,496	2,667
負債合計	16,567	16,082
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,174	15,174
資本剰余金		
資本準備金	11,495	11,495
資本剰余金合計	11,495	11,495
利益剰余金		
利益準備金	374	374
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	13,052	11,749
利益剰余金合計	13,426	12,123
株主資本合計	40,096	38,793
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	46	△363
評価・換算差額等合計	46	△363
純資産合計	40,142	38,430
負債・純資産合計	56,709	54,512

(2) 損益計算書

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	76,052	69,550
その他営業収益	673	583
営業収益計	76,725	70,134
営業費用		
支払手数料	35,789	31,120
広告宣伝費	694	745
調査費	9,066	8,858
調査費	1,057	1,188
委託調査費	8,009	7,670
委託計算費	1,351	1,410
営業雑経費	1,557	1,770
通信費	228	240
印刷費	513	524
協会費	55	56
諸会費	13	13
その他営業雑経費	746	936
営業費用計	48,459	43,906
一般管理費		
給料	5,755	5,793
役員報酬	373	374
給料・手当	4,145	4,335
賞与	510	395
賞与引当金繰入額	725	688
福利厚生費	796	838
交際費	64	62
旅費交通費	178	154
租税公課	472	451
不動産賃借料	1,291	1,299
退職給付費用	374	368
役員退職慰労引当金繰入額	34	37
固定資産減価償却費	907	925
諸経費	1,819	1,770
一般管理費計	11,693	11,702
営業利益	16,572	14,525

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	38	912
投資有価証券売却益	215	214
有価証券償還益	133	24
その他	134	78
営業外収益計	521	1,230
営業外費用		
有価証券償還損	32	71
投資有価証券売却損	40	1
その他	60	54
営業外費用計	132	127
経常利益	16,961	15,629
特別損失		
システム刷新関連費用	-	537
投資有価証券評価損	-	48
関係会社整理損失	29	-
特別損失計	29	585
税引前当期純利益	16,931	15,043
法人税、住民税及び事業税	5,076	4,555
法人税等調整額	△15	△78
法人税等合計	5,060	4,477
当期純利益	11,870	10,566

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利益剰余金 利益準備金	利益剰余金		
				その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	15,174	11,495	374	13,850	14,225	40,895
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△12,669	△12,669	△12,669
当期純利益	-	-	-	11,870	11,870	11,870
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	△798	△798	△798
当期末残高	15,174	11,495	374	13,052	13,426	40,096

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	216	216	41,112
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△12,669
当期純利益	-	-	11,870
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	△170	△170	△170
当期変動額合計	△170	△170	△969
当期末残高	46	46	40,142

当事業年度（自 2019年4月1日至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	15,174	11,495	374	13,052	13,426	40,096
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△11,868	△11,868	△11,868
当期純利益	-	-	-	10,566	10,566	10,566
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	△1,302	△1,302	△1,302
当期末残高	15,174	11,495	374	11,749	12,123	38,793

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	46	46	40,142
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△11,868
当期純利益	-	-	10,566
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	△410	△410	△410
当期変動額合計	△410	△410	△410
当期末残高	△363	△363	38,430

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	8～18年
器具備品	4～17年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

5. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

6. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会

計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取配当金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」の「その他」に表示していた172百万円は、「受取配当金」38百万円、「その他」134百万円として組替えております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
建物	31百万円	34百万円
器具備品	264百万円	276百万円

※2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
未払金	3,788百万円	3,397百万円

3 保証債務

前事業年度 (2019年3月31日)

子会社である Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd. の債務 1,719 百万円に対して保証を行っております。

当事業年度 (2020年3月31日)

子会社である Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd. の債務 1,603 百万円に対して保証を行っております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合計	2,608	—	—	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月25日 定時株主総会	普通株式	12,669	4,857	2018年 3月31日	2018年 6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2019年6月21日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- | | |
|-------------|------------|
| ① 剰余金の配当の総額 | 11,868百万円 |
| ② 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ 1株当たり配当額 | 4,550円 |
| ④ 基準日 | 2019年3月31日 |
| ⑤ 効力発生日 | 2019年6月24日 |

当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合計	2,608	—	—	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	11,868	4,550	2019年 3月31日	2019年 6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2020年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- | | |
|-------------|------------|
| ① 剰余金の配当の総額 | 10,564百万円 |
| ② 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ 1株当たり配当額 | 4,050円 |
| ④ 基準日 | 2020年3月31日 |
| ⑤ 効力発生日 | 2020年6月24日 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式、子会社株式並びに関連会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に関する業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①市場リスクの管理

(i) 為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

(ii) 価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

②信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと）。

前事業年度（2019年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 現金・預金	28,489	28,489	—
(2) 未収委託者報酬	11,468	11,468	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	8,380	8,380	—
資産計	48,338	48,338	—
(1) 未払手数料	(4,610)	(4,610)	—
(2) その他未払金	(3,882)	(3,882)	—
(3) 未払費用 (*2)	(2,805)	(2,805)	—
負債計	(11,298)	(11,298)	—

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

当事業年度（2020年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 現金・預金	2,741	2,741	—
(2) 未収委託者報酬	10,847	10,847	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 有価証券	21,900	21,900	—
その他有価証券	8,754	8,754	—
資産計	44,243	44,243	—
(1) 未払手数料	(3,988)	(3,988)	—
(2) その他未払金	(3,530)	(3,530)	—
(3) 未払費用 (*2)	(2,889)	(2,889)	—
負債計	(10,408)	(10,408)	—

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金、並びに (2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、証券投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負 債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、並びに (3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
(1) その他有価証券 非上場株式	666	666
(2) 子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	1,836	3,972
(3) 長期差入保証金	1,070	1,069

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2019年3月31日)

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	28,489	-	-	-
未収委託者報酬	11,468	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	554	4,284	2,227	1,227
合計	40,512	4,284	2,227	1,227

当事業年度 (2020年3月31日)

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	2,741	-	-	-
未収委託者報酬	10,847	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 有価証券	21,900	-	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの	267	3,463	1,184	-
合計	35,756	3,463	1,184	-

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度 (2019年3月31日)

子会社株式 (貸借対照表計上額 1,836百万円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度 (2020年3月31日)

子会社株式 (貸借対照表計上額 1,944百万円) 及び関連会社株式 (貸借対照表計上額 2,027百万円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（2019年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（1）株式	87	55	32
（2）その他	4,991	4,712	278
小計	5,079	4,767	311
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	3,301	3,560	△258
小計	3,301	3,560	△258
合計	8,380	8,328	52

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 666百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（2020年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（1）株式	60	55	5
（2）その他	3,004	2,772	232
小計	3,064	2,827	237
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	27,589	28,354	△764
小計	27,589	28,354	△764
合計	30,654	31,181	△526

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 666百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	389	86	-
(2) その他 証券投資信託	3,517	128	40
合計	3,907	215	40

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	-	-	-
(2) その他 証券投資信託	1,492	214	1
合計	1,492	214	1

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、該当事項はありません。

当事業年度において、証券投資信託について48百万円の減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度（退職一時金制度であります）及び確定拠出制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,350百万円	2,389百万円
勤務費用	158	159
退職給付の支払額	△171	△183
その他	52	207
退職給付債務の期末残高	2,389	2,574

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	2,389 百万円	2,574 百万円
貸借対照表に計上された負債 と資産の純額	2,389	2,574
退職給付引当金	2,389	2,574
貸借対照表に計上された負債 と資産の純額	2,389	2,574

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
勤務費用	158 百万円	159 百万円
その他	41	27
確定給付制度に係る退職給付費用	199	187

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度174百万円、当事業年度181百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	731	788
システム関連費用	170	198
賞与引当金	182	177
未払事業税	141	129
出資金評価損	94	94
投資有価証券評価損	32	47
その他	240	399
繰延税金資産小計	1,592	1,835
評価性引当額	△164	△173
繰延税金資産合計	1,428	1,661
繰延税金負債		
連結法人間取引（譲渡益）	△159	△159
その他有価証券評価差額金	△85	△71
繰延税金負債合計	△244	△230
繰延税金資産の純額	1,183	1,431

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2019年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度（2020年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の子会社

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証 (注1)	1,719	—	—
子会社	Daiwa Portfolio Advisory (India) Private Ltd.	India	1,207	金融商品取引業	(所有) 直接91.0	経営管理	有償減資 (注2)	3,293	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) シンガポール通貨庁 (MAS) に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

(注2) 当該子会社における株主総会決議及びインド会社法法廷の承認に基づき払戻しを受けております。

当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	1,603	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁 (MAS) に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円) (注1)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	—	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料 (注2)	19,975	未払手数料	3,400
同一の親会社をもつ会社	㈱大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	—	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入 (注3)	1,052	未払費用	173
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ(株)	東京都中央区	100	不動産管理業	—	本社ビルの管理	不動産の賃借料 (注4)	1,063	長期差入保証金	1,055

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円) (注1)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	—	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料 (注2)	16,953	未払手数料	2,984
同一の親会社をもつ会社	㈱大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	—	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入 (注3)	1,031	未払費用	224
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ(株)	東京都中央区	100	不動産管理業	—	本社ビルの管理	不動産の賃借料 (注4)	1,061	長期差入保証金	1,054

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

前事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）		当事業年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）	
1株当たり純資産額	15,389.06円	1株当たり純資産額	14,732.52円
1株当たり当期純利益	4,550.81円	1株当たり当期純利益	4,050.66円

（注1）潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

（注2）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	当事業年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
当期純利益（百万円）	11,870	10,566
普通株式の期中平均株式数（株）	2,608,525	2,608,525

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4 利害関係人との取引制限

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 その他

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

- ① 2020年2月17日付で、Daiwa Capital Management Silicon Valley Inc. への出資を行い、当該会社を子会社といたしました。
- ② 2020年4月1日付で、定款について次の変更をいたしました。
 - ・ 商号の変更（大和アセットマネジメント株式会社に変更）

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

(i F r e e 外国株式インデックス (為替ヘッジなし))

約 款

大和アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資成果をMSCIコクサイ指数（円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国株式インデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、外国の株式（DR（預託証券）を含みます。）に投資し、投資成果をMSCIコクサイ指数（円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

② マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。

③ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

④ 安定した収益の確保および効率的な運用を行なうためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行ないません。

イ. 投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的

ロ. 信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。）を減じる目的

ハ. 法人税法施行規則第27条の7第1項第6号に規定する先物外国為替取引により、信託財産の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

⑤ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

① マザーファンドの受益証券への投資制限

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

② 株式への投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

③ 新株引受権証券等への投資制限

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

④ 投資信託証券への投資制限

投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤ 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑥ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

⑦ スワップ取引の範囲

スワップ取引は、約款第22条の範囲で行ないます。

⑧ 金利先渡取引および為替先渡取引の範囲

金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第23条の範囲で行ないます。

3. 収益分配方針

① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

- ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
(i F r e e 外国株式インデックス (為替ヘッジなし))
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けません。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第29条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第 2 条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けません。

(信託金の限度額)

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第1項、第48条第1項、第49条第1項および第51条第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 7 条 委託者は、第2条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

③ 前項の規定により受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないません。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託者が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託者が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

③ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ④ 第27条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

- ③ 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、委託者および指定販売会社は、別に定める取引所の休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行ないません。

- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ⑥ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」といいます。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、指定販売会社

は、取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限りません。）

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された外国株式インデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有する

もの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい、有価証券にかかるものに限り。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑦ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第23条まで、第25

条、第27条、第32条から第34条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第23条まで、第25条、第27条、第32条から第34条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（投資する株式等の範囲）

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限）

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（先物取引等の運用指図）

第21条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図および範囲）

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲）

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ⑥ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

⑧ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第24条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第26条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

④ 第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第28条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(信託業務の委託等)

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第32条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第33条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属し

ます。

(受託者による資金の立替え)

第36条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第37条 この信託の計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとします。ただし、第1計算期間は、2016年9月8日から2016年11月30日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告等)

第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要な費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の19の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日（6カ月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第41条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第42条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日に

において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第43条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第44条 受益者が、収益分配金については第42条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第42条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第45条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として委託者または指定販売会社が定める単位（積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、別に定める取引所の休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行ないません。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。

- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第47条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合、MSCIコクサイ指数(円ベース)が改廃された場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第49条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとし、

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第53条 この信託は、受益者が第45条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第54条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第55条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付します。

（公告）

第56条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第57条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

- 第 1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。
- 第 2条 第42条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- 第 3条 第23条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- 第 4条 第23条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

2016年 9月 8日

委託者 大和アセットマネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

I 別に定める取引所

約款第12条および第45条の「別に定める取引所」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所